

衆議院 安全保障委員会議録 第四号

令和二年四月七日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長	西銘恒三郎君	政府参考人 (防衛省大臣官房政策立案 総括審議官)	辰巳 昌良君
理事	小田原 潔君	政府参考人 (防衛省防衛政策局長)	大岡 敏孝君
理事	長島 昭久君	政府参考人 (防衛省防衛政策局長)	憲治君
理事	官澤 博行君	政府参考人 (防衛省整備計画局長)	小熊 慎司君
理事	篠原 豪君	政府参考人 (防衛省地方協力局長)	鈴木 敦夫君
岩田 和親君	江渡 聰徳君	政府参考人 (防衛省装備庁長官)	中村 吉利君
小野寺五典君	大西 宏幸君	安全保険委員会専門員	武田 博史君
大野敬太郎君	門山 宏哲君	同日	奥 克彦君
熊田 裕通君	左藤 章君	辞任	
吉川 起君	寺田 孝一君	本多 平直君	吉川 起君
塙谷 立君	鈴木 貴子君	渡辺 雅一君	吉川 起君
中谷 元君	鈴木 貴子君	寺田 誠一君	吉川 起君
吉川 起君	吉川 起君	串田 鈴木 貴子君	吉川 起君
重徳 和彦君	吉川 起君	吉川 起君	吉川 起君
照屋 寛徳君	吉川 起君	吉川 起君	吉川 起君
屋良 朝博君	吉川 起君	吉川 起君	吉川 起君
赤嶺 政賢君	吉川 起君	吉川 起君	吉川 起君
防衛大臣	河野 太郎君	同日	
防衛副大臣	山本ともひろ君	辞任	
防衛大臣政務官	岩田 和親君	補欠選任	
防衛大臣政務官	渡辺 孝一君	補欠選任	
衆議院議事部長	今岡 武史君	同日	
政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	三貝 哲君	同日	
政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	吉永 和生君	同日	
官(厚生労働省大臣官房審議 官セキュリティ・情報化参事 官)	大隅 洋君	同日	

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出
出第4号)

案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
官房内閣審議官三貝哲君、内閣官房内閣審議官
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(外務省大臣官房サイバ
セキュリティ・情報化参事
官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官セキュリティ・情報化参事
官)

房審議官吉永和生君、防衛省大臣官房政策立案総
括審議官辰巳昌良君、防衛省大臣官房審議官村岡
猛君、防衛省防衛政策局長鈴木敦夫君、防衛省整
備計画局長鈴木敦夫君、防衛省地方協力局長中村
吉利君、防衛装備府長官武田博史君の出席を求
め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議
ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西銘委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○西銘委員長 これより質疑に入ります。

○西銘委員長 本日は順次これを許します。大西宏幸君。

○大西(宏)委員 どうもおはようございます。自由民主党・無所属の会、大西宏幸でございます。

質疑の機会を賜りまして、本当に感謝申し上げ
ます。マスクでしゃべると大変しゃべりづらいと
ころでござりますけれども。

冒頭に、安倍晋三総理大臣が緊急事態宣言の準
備に入られたということでございますけれども、いわゆる新型ウイルスが感染拡大以後、自衛隊の
皆様方には災害派遣で大変お世話になりました。
最前線で救急救援活動をされておられる方々へ、
より感謝申し上げる次第でございます。

さて、質問に入らせていただきわけでございま
すけれども、もう皆様も御存じのように、宇宙と
サイバー空間というのは同じぐらい無限で、行き
先が見えないぐらい大きい空間でござりますけれ
ども、陸海空と並ぶ重要な戦域となつてくるの
は、これは事実ですね。

米国では二〇一九年夏に宇宙軍が発足するとい
うことで、中国やロシアも宇宙軍の軍事利用が現
在加速されております。今後は、宇宙・サイバー
領域で優位性の維持が防衛の重要な課題になつて
いることは、皆さんと同じ意識だと思うんで
す。

今回、防衛省設置法の一部を改正する法律案で
すけれども、平成二十六年、三自衛隊の隊員で構
成される総合部隊で新設されましたサイバー防衛
隊の拡充と宇宙領域専門部隊を航空自衛隊に新編
するということで、自衛官の定数を変更というこ
とでございます。

サイバーといえば、国同士が攻撃をしかけたと
いうことは、どこの国も認めておりませんけれど
も、アメリカのトランプ大統領はサイバー攻撃イ
コール宣戰布告だということをおおしやつておら
れまして、事実、日本人も、二〇一七年六月二十
二日の日経新聞を始め日本でも多く報道されま
したが、アメリカ大統領においてロシアのハッカ
ーが、全米五十州のうち二十一州の選挙システムに
サイバー攻撃をしかけたということは記憶に新
しくうございます。

広角的に国家に混乱を来すということは、電力
システムとか重要な拠点をターゲットにしてサイ
バー攻撃を行うということが高まってきていて
いうことにもなるんです。宇宙空間を利用した技
術では、我々、生活防衛、あらゆる分野で応
用、活用されておりますけれども、現在、軌道上
約五千基ある人工衛星、防衛も安全保障上も重要
な課題になることは確かでございます。

そこで、この定数変更でござりますけれども、
防衛省から資料をいただきますと、他の部隊の定
員を減らして全体の人数はそのまま、部隊の新編
や拡充をするということになつていますけれど
も、安全保障上大変重要な宇宙領域、サイバー領
域なんですけれども、他の部隊も本当に重要な部
隊、重要な部隊なんか何一つないというの
が自衛隊だと思ってるんですけれども、その必
要な人數分を増員をしないでそのまま減らしてい

くというのは、これはどういうことでございましょうか。防衛省として御見解がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○河野国務大臣 今中期防におきましては、中期防期間末の常備自衛官の定数につきまして、陸上自衛隊はおおむね十五万一千人程度、海上及び航空自衛隊は平成三十年度末の水準をめどとするこ

ととしております。

真に実効的な防衛力の整備のため、既存の予算、人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分して、効果的に防衛力を強化するということとされているわけでございます。

これを踏まえまして、令和二年度予算においては、老朽装備の用途廃止に伴う部隊の縮小、同一機能の集約化に伴う既存部隊の廃止、部外委託による業務の見直しなどを進めることによって、全自衛隊で定数を見直し、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域に人員を重点配分していくといと考えております。

このような取組をすることによって、全体の定数をふやすことなく、将来に向けた体制整備をまづ行ってまいりたいと考えております。

○大西(宏)委員 河野大臣、どうもありがとうございます。

私も、もう十四、五年、自衛官の募集相談員を務めさせていただいていますけれども、本当に自衛官の充足というのは大変難しいことだと思いますし、今後更にいろんな仕事、分野というのを自衛隊に課せられることがふえていく中で、どういふふうに対応していくかというのが大変だと思うんです。

その中で、私はいつも思うんですよね。人類というのは、戦争をする中で、その戦術上、戦略化に努めているところでございます。

上、例えば、飛行機にしてもそうですし、ミサイ

ルにしてもそなんですけれども、高み高みに上がつていて、防空圈とかいうものを、優位性を保とうとする。

と同時に、このサイバーですね。サイバーといふのは、古代から、情報戦というのは何にもまさる万の兵士にもまさるという情報収集能力を持ったことが、将来のその国が生きるか死ぬかの趨勢にかかるぐらい大変重要なことなんですかとど思っております。

も、今回、このサイバーということを増員を今後されていかなければ、これは世界のトップに躍り出るか出ないかで、日本というのを守り切れることはできないと思うんですね。

例えば、イージス艦とか高性能ミサイルとか、いわゆるABC兵器にまさることと、いうのが情報収集能力ということにもなるので、国家を守る盾となることを私どもは望んでおりますので、更に拡充をよろしくお願ひする次第でございます。

工衛星、より可能となるのがいろいろありますよね、GPSとか、この社会全体で宇宙・サイバー空間の依存度が高まっていく状況になつてお

ります。

このサイバー空間で電磁波等々、これは本当に難しいんですけども、自衛隊員の皆さんの技術向上をさせていく中で、専門的な教育や研修をされておられるということも聞いているんですけども、どういうことをしておられるでしょうか。

○鈴木政府参考人 御指摘ございました中でも、特にサイバー人材の確保、育成について御説明させていただきますが、部内の教育課程における教育ですとか国内外の教育機関への留学、それから民間企業における研修等、各種演習への参加、こうしたものを行っておりまして、その充実、高度化に努めています。

○大西(宏)委員 民間企業における研修等、各種演習への参加、こうしたものを行っておりまして、その充実、高度化に努めているところでございます。

具体的には、この特約条項に基づき、企業に対する、一つに保全規則の作成、二つに機微な情報を取り扱う社員への保全教育の実施、三つ目に機微な情報を取り扱う施設の設置、四つ目に防衛省による検査の受検を企業に義務づけ、五つ目に外部から切断された社内システムの使用の義務づけなど、防衛省から貸与した機微な情報等の漏えい等を防止する措置を講じさせているところでございます。

○大西(宏)委員 いろいろ機密保持の契約等々を締結されているということですけれども、やはり最終的にはお互いの信頼性ということに尽きると思うんですね。信頼されていない組織の人間を使うというのはすごくリスクなことでもありますから、各国のように秘密保持の法律が十分ではない日本においては、そこをやはり先進的にやっていかなきゃいけないのかなと思っております。

宇宙空間をめぐる安全保障は、世界的な動向を開始し、サイバーに関する教育体制の拡充を図つておられるところでございます。

また、令和二年度は、早期からサイバー人材育成を目的といたしまして、陸上自衛隊高等工学校において令和三年度からサイバー等に関する基礎的な教育を行なうシステム・サイバー専修コース、これを新設するための体制を整備することとしております。

今後とも、防衛省・自衛隊といたしましては、優秀な人材の確保、育成のためにさまざまな方策を検討してまいりたいと存じております。

○大西(宏)委員 サイバーセキュリティーといふのは、自衛隊、今現在、本隊ではそうできないと思うんですね。専門分野でありますと民間企業との連携というのは必要不可欠ですけれども、民間というのでは情報が漏れる等々、大きな心配があるんです。

この情報管理なんですけれども、それに対する対処というか、どういう状況になつておるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○権道政府参考人 まず、宇宙空間でございますけれども、これは、宇宙を利用した情報収集、通信、測位など、人工衛星を活用するということです、各国とも軍事作戦の基盤として使つているものでござりますけれども、それに対して、例えば、対衛星攻撃ミサイルであつたり、キラー衛星であつたり、指向性エネルギー兵器であつたり、そうしたことと対衛星兵器の開発、向上に努めている、そういう国もあるところでございます。

このように、宇宙空間の安定的利用をどう確保するか、それが損なわれるということがリスクとして存在するわけでありますけれども、これに効果的に対処することが必要となつてございます。

その中で、我々の置かれている状況でございますが、自衛隊におきましては、通信や測位や人工衛星に大きく依存しているわけでございますけれども、各国の状況を踏まえますと、宇宙状況監視や衛星の抗堪性、こうした取組を一層強化していく必要がある、そういう状況であると考えております。

また、サイバーにつきましても、部隊の指揮統制、通信、これはサイバー空間の情報通信ネットワークに大きく依存をしておりますが、それに対して攻撃をするということは、低コストで阻害可

能な非対称的な攻撃手法ということになります。

平素から、サイバー攻撃によって軍事機密の窃取や重要インフラ等の脆弱性、こうしたことが高まる懸念、こうしたことでもリスクとして存在しておられます。

自衛隊におきましては、サイバー空間を通じて陸海空の装備品等を連接して統合的に運用するところを考えておりますけれども、一方で、他国とのサイバー攻撃能力を更に抜本的に強化をしていくことが必要であるというふうに考へているところでございます。

○大西(宏)委員 本当に、先ほどから申し上げておるとおり、この優位性というのをどういうふうに守つていくのかということ、やはり後進的なところですね、日本というのは。今からつくり上げていかなきやいけない、将来の部隊のリーダーを今育成していくかなきやいけない、他国がどういう状況にあるかといふのを自分たちで目で見て、そして経験して、その方々を日本に帰していって、いろいろなところにその人材を配置していくかなきやいけない。これは、十年、二十年かかるような状況を今からやっていかなきやいけないとということ踏まえて、本当にスピード感を持つていただきながら、あわせて、緊急事態宣言について何か変わることはございません。自衛隊は、既に東京都庁、北海道庁を中心とした都道府県の対策本部に連絡員を派遣する、あるいは連絡できる体制を構築をしております。

○河野国務大臣 そうしたことを見つかりと知事の要請に基づいてやつてまいりたいと考えております。

○西銘委員長 時間ですので、まとめてください。お願いします。

そして、あわせて、緊急事態宣言がもうすぐ出るということをございまして、私、個人的に申し上げますと、自衛隊は常駐戦場でございまして、緊急事態宣言が出ようが、そういう状況というのは常時対応できると思うんですけれども、特にこなうときには、他国からのこういうサイバー攻撃等々も過密度が増していく可能性もありますので、その点も加味してどうぞお答えいただきます

○河野国務大臣 サイバー攻撃対処につきましては、A.I.技術を活用し脅威の優先度を判定するなど、マルウェアの解析の効率化を図るために、A.I.技術をサイバー攻撃対処の機材に適用するため、設計経費として三千万円を計上しているところでございます。

また、5Gを活用したI.O.T.機器を防衛省・自衛隊においても何らかの形で使用する可能性を想定して、I.O.T.機器を適切に使用するための方策について調査研究を行うための経費として二千万円を計上しているところでございます。

情報システム、通信ネットワークを防護するたる方向に努めてまいりたいと思います。

緊急事態宣言について、特に自衛隊として、この宣言が出されたといって何か変わることはございません。自衛隊は、既に東京都庁、北海道庁を中心とした都道府県の対策本部に連絡員を派遣する、あるいは連絡できる体制を構築をしております。

○河野国務大臣 まさに、まさにダイヤモンド・プリンセスから始まって、第一弾目が三月十六日に終了しています。これは、感染症対策としては、四十六日間で延べ四千九百名の自衛隊員が四都県に送られました。これは、規模もさることながら、こうした中でも活動に当たった自衛隊の皆様に、PCR検査等も含めてやつていただいて、一人も感染者を出さなかつたということは、これは称赞をしたいと思つております。

その後も、三月二十八日には成田空港での水際対策での検疫支援、そして四月に入りましたからには、宮城県と長崎県で患者さんの搬送や検査支援のための災害派遣をしています。そして、まさにきょう、この後、改正新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令後、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の七都県を対象に発動をされる予定です。

○河野国務大臣 時間が来ましたので、これで終わらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたしますと、質疑を終わらせていただきます。

○西銘委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 おはようございます。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。篠原豪でございます。

まず冒頭に、このたびの新型コロナウイルスで亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、罹患され、今なお闘つていらっしゃる皆様の一 日も早い御回復を心からお祈りをさせていただきます。

そしてまた、日本のこれから経済、世界経済にも大きく影響することありますので、今夕、非常事態宣言が出されるということあります。政府の皆様におかれましては、しっかりと対応をお願いをさせていただきます。

そして、冒頭、自衛隊のコロナ対応について少し河野大臣にお伺いをいたします。

これまでこの新型コロナウイルスの感染防止のために災害派遣の名目で行われていた自衛隊の活動が、まずダイヤモンド・プリンセスから始まって、第一弾目が三月十六日に終了しています。これは、感染症対策としては、四十六日間で延べ四千九百名の自衛隊員が四都県に送られました。これは、規模もさることながら、こうした中でも活動に当たった自衛隊の皆様に、PCR検査等も含められてやつていただいて、一人も感染者を出さなかつたということは、これは称赞をしたいと思つております。

その後も、三月二十八日には成田空港での水際対策での検疫支援、そして四月に入りましたからには、宮城県と長崎県で患者さんの搬送や検査支援のための災害派遣をしています。そして、まさにきょう、この後、改正新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令後、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の七都県を対象に発動をされる予定です。

○河野国務大臣 緊急事態宣言が出て自衛隊で何か体制が変わるかというと、恐らくそんなことはないんだろうというふうに思つております。都道府県それぞれに対策本部が既に設けられており、自衛隊から、東京都庁を始め、必要と思われるところには連絡員を派遣をし、それ以外全ての都道府県とも、対策本部とも連絡がとれる状況には既になつてているところでございます。

現時点では、都道府県知事からの御要請があれば、緊急の患者の搬送、あるいは、PCR検査の検体あるいは患者の輸送、そうしたことは既に何件か、御指摘いただいたように、行われておりま

す。

また、昨日、東京都知事から御要請がありましたので、軽症の患者さんが入られる宿泊施設においての生活支援というものを第一師団約10名で当たるということしております。これは、自衛隊が継続的に行うというよりは、民間の方々に生活支援といったものは移管できるわけでございますから、そうした業務のやり方の、防護の指導といつたことをやりながら、順次民間に移管をしていきたいというふうに思っております。

また、御指摘いただきましたように、マスク、タイベックスース、手袋といった防護の装備がなければ自衛隊も動くことができませんので、必要に応じてしっかりとそなえたものを備えながら、今後この感染症がどのように推移していくかわからりませんので、自衛隊としては、当初、極めて慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○篠原(豪)委員 しっかりと対応を、我々もしっかりとお支えをこのコロナ対策についてはしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。しっかりと対応をしていただければもう与野党もありませんので、我々もしっかりとお伺いいたします。

今回の改正案は、宇宙・サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編、拡充を始めとする防衛省・自衛隊の体制整備を行うものです。その主眼は、運用を終えた人工衛星のロケット部品や破片など、地球を周回する宇宙ごみが現役の人工衛星に衝突しないよう常時監視する宇宙領域専門部隊を航空自衛隊に新編することとされています。

この活動は、SSA、宇宙状況監視と呼ばれますが、このSSAには、実は、宇宙ごみだけでなくて、地上から人工衛星に向け発射するミサイル、そして衛星攻撃衛星、いわゆるキラー衛星、そしてレーザー光線などの指向性エネルギー兵器

器、そして、ジャミングといった電波妨害や電磁パルスを利用する兵器といった対衛星兵器による攻撃から人工衛星を守る役割もあるのだと考えます。

そこで、まずお伺いします。自衛隊による宇宙の利用原則についてですけれども、人工衛星やロケットの開発利用は平和目的に限るとした一九六九年の国会決議によって、自衛隊の宇宙利用は実質的にできない状態が続いていました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○篠原(豪)委員 専守防衛ということでお伺いしました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○篠原(豪)委員 しっかりと対応を、我々もしっかりとお支えをこのコロナ対策についてはしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。しっかりと対応をしていただければもう与野党もありませんので、我々もしっかりとお伺いいたします。

今回の改正案は、宇宙・サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編、拡充を始めとする防衛省・自衛隊の体制整備を行うものです。その主眼は、運用を終えた人工衛星のロケット部品や破片など、地球を周回する宇宙ごみが現役の人工衛星に衝突しないよう常時監視する宇宙領域専門部隊を航空自衛隊に新編することとされています。

この活動は、SSA、宇宙状況監視と呼ばれますが、このSSAには、実は、宇宙ごみだけでなくて、地上から人工衛星に向け発射するミサイル、そして衛星攻撃衛星、いわゆるキラー衛星、そしてレーザー光線などの指向性エネルギー兵器

決議の効力や解釈につきましては、これは国会で御議論をいただくべきものと考えております。

議員立法によって提案され、二〇〇八年に成立した宇宙基本法の審議の際、この法律の提案者が宇亩開発利用を行うことは、一九六九年の国会決議の文言及び趣旨に反するものではない旨の説明がなされたというふうに承知をしているところでございます。

○篠原(豪)委員 専守防衛ということでお伺いしました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○篠原(豪)委員 専守防衛ということでお伺いしました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○篠原(豪)委員 専守防衛ということでお伺いしました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○篠原(豪)委員 専守防衛ということでお伺いしました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○篠原(豪)委員 専守防衛ということでお伺いしました。これをえたのが、米海軍が所有するフリーサット衛星を自衛隊が使用する際に出された一九八五年の政府統一見解です。これは、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、殊さら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないといります。

○河野国務大臣 御指摘いただきましたとおり、この政府統一見解は、一九六九年五月、衆議院で、我が国の宇宙開発利用は平和的目的に限ると決議されたことを踏まえ、一九八五年二月、この

せん。

安全保障の分野におきまして、各国の軍は、指揮、通信、情報収集、測位など、多くの分野で宇宙への依存度を飛躍的に高めています。人工衛星は、我が国の防衛にとっても必要不可欠なインフラとなっています。

また、各國は、自國の軍事的優位を確保するため、衛星用攻撃ミサイルや軍事衛星、衛星通信の妨害装置などを開発、配備し、また、衛星破壊実験などによりスペースデブリが飛散するなど、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は現実に増大を

しております。

このような状況を踏まえると、我が国有事においては、宇宙空間のインフラへの攻撃は不可避免となります。

そのため、我が国としては、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙空間の状況を監視する

次に、衛星攻撃の衛星の監視についてお伺いします。

○河野国務大臣 御指摘いただきましたとおり、この活動は、SSA、宇宙状況監視と呼ばれます。ですが、このSSAには、実は、宇宙ごみだけでなくて、地上から人工衛星に向け発射するミサイル、そして衛星攻撃衛星、いわゆるキラー衛星、そしてレーザー光線などの指向性エネルギー兵器

については、何らそのような決定は行われておりません。

安全保障の分野におきまして、各国の軍は、指揮、通信、情報収集、測位など、多くの分野で宇宙への依存度を飛躍的に高めています。人工衛星は、我が国の防衛にとっても必要不可欠なインフラとなっています。

また、各國は、自國の軍事的優位を確保するため、衛星用攻撃ミサイルや軍事衛星、衛星通信の妨害装置などを開発、配備し、また、衛星破壊実験などによりスペースデブリが飛散するなど、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は現実に増大を

しております。

このような状況を踏まえると、我が国有事においては、宇宙空間のインフラへの攻撃は不可避免となります。

そのため、我が国としては、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙空間の状況を監視する

次に、衛星攻撃の衛星の監視についてお伺いします。

○河野国務大臣 御指摘いただきましたとおり、この活動は、SSA、宇宙状況監視と呼ばれます。ですが、このSSAには、実は、宇宙ごみだけでなくて、地上から人工衛星に向け発射するミサイル、そして衛星攻撃衛星、いわゆるキラー衛星、そしてレーザー光線などの指向性エネルギー兵器

については、何らそのような決定は行われておりません。

そこで、政府は二〇二〇年代中に、有事の際に他国軍の軍事衛星を無力化させる妨害衛星の導入を正式決定し、二〇二〇年代半ばにも打ち上げたいという考え方をお持ちであるというふうに報じられています。また、政府は、有事の際、地上から、

外国の衛星や空中警戒管制機、これはAWACSですね、このAWACSを電磁波で妨害する装置の開発も進めたいとの意向ですが、これは自衛隊

の宇宙利用として正当なものと考えられるのか。考えられるならば、その理由をお示しください。

○河野国務大臣 今お話をありました妨害衛星に

ない。そうすれば、実際上、米国が最終的な決定権を持つことになるので、自国防衛と矛盾する事態も、今の御答弁も含めて考えても、起これり得るのではないかと危惧します。

こうした自衛隊による妨害行為に対し、妨害を受けた国が何らかの反撃を行った場合は、国際法上、どのような評価を受けるというふうに考えているのか。

例えば、これは今のお話を伺つてちょっとお伺いしたいんですけども、国際法上、妨害行為が破壊行為とされる危険もあるように思いますけれども、どの程度までなら、あるいはどのような条件なら、破壊行為にならないと考えていらっしゃるのか。これはお答えできますか。

○植道政府参考人 今、国際法上のというお尋ね

でございました。

一時は、自衛権行使との関係、それから宇宙にかかる条約もございます。そうしたさまざまなもの、一般的な法規との関係もございますので、一概に申し上げることはできないかと思いますけれども、私どもとしては、我が国が武力攻撃を受けたときにおいて、その相手が宇宙空間を利用して指揮統制あるいは情報通信を行う、そういうふたもの妨げるという行為については、自衛権の範囲内で可能であるというふうに考えているところでござります。

○篠原(豪)委員 キラー衛星による我が国の衛星

への攻撃は明らかに武力行使である以上、それを妨害する行為も当然に国際法上の武力行使と評価されます。したがって、妨害を受けた国が反撃するのも、これは国際法上、認められた権利の行使と考えられるのではないかというのは、今おっしゃつたとおりだというふうに思います。

したがつて、この議論は、妨害行為そのものが武力行使と評価される以上、それが物理的な破壊行為を伴うか否かは、実際に国際法上、これは無意味であるのかどうかということも考えていかなければいけないというふうに思いますので、このことでも議論として提起をいたします。

次、申し上げます。

宇宙状況監視についてです。

軍との協力についてです。

岡山県内にあるレーダーと光学望遠鏡の二施設、二ヵ所で実施していましたが、宇宙領域専門部隊に新編することは、その観測データを世界的な宇宙状況監視の中核組織である米軍連合宇宙運用センター、これはCS pOCといいます、CS pOCに提供することで日米両政府が二〇一四年五月に合意したことに始まっています。

その背景には、オバマ政権が二〇一〇年に国家宇宙政策、NSPを発表し、宇宙戦略を自前主義から友好国や民間事業者と連携する姿勢に転換したこと、さらには米軍の利用する宇宙監視施設がアジア地域に余りなかつた、そういうことで、いずれにせよ、その結果、合意直後の二〇一四年八月に宇宙開発利用に関する基本方針が五年ぶりに改訂され、宇宙状況監視を目的とする自衛隊の専従組織の設置を検討する旨が明記されました。

そして、日米両政府は二〇一九年の三月、二〇二三年度から自衛隊と米軍の宇宙状況監視、SSAシステムを連結させ、リアルタイムで他国の衛星やスペースデブリなどの情報を共有するとともに、将来は他国衛星の攻撃などに備えた相互防護体制の構築を目指すことに合意をしたと報じられています。

ここで注目したいのが、この合意には、二〇一九年一月に発表されたトランプ政権によるミサイル防衛見直し、MDRです、つまり、そこに盛り込まれた、ロシアが二〇一九年に配備をした極超音速、もう極めて超音速ミサイルへの対抗策であるレーザー兵器を搭載した衛星など、宇宙配備型の迎撃システムの実現可能性について調査

しています。

○河野国務大臣 我が国の宇宙状況監視は、通信衛星や放送衛星など、我が国にとって重要な人工衛星がスペースデブリや不審な衛星によって被害を受けることのないよう、宇宙空間の状況を適切に把握するためのものです。

宇宙状況監視に際して、世界各地に宇宙物体を監視するレーダーなどを有している米軍と情報を共有することにより、地球を周回する宇宙物体を

切れ目なく正確に捉えることが可能となります。

こうしたことから、宇宙状況監視の実効性を高め

る上で、米国を始めとする有志国との国際協力は極めて重要であると考えております。

○篠原(豪)委員 今の話は、そことどまらず、ロシアが二〇一九年に配備した極超音速ミサイルへの対抗策であるレーザー兵器を搭載した衛星など、宇宙配備型の迎撃システムの実現可能性について乗り出すということも反映されているということです。

憲法上は指揮権が独立していれば武力行使の一

体化を回避できるということになつていていますが、自衛隊と米軍の宇宙状況監視、SSAシステムを連結させるとということは、事实上、米軍の世界システムに自衛隊のシステムが組み入れられたといふことを意味するので、これは指揮権の独立も実際上あり得ないということになります。

しかしながら、他方で、米軍のインフラを活用

しないで我が国の独立を守ることも、まあ、これ

も不可能であるのだろうというのは事実なので、最終段階では必ず我が国の国益の優先がされるという仕組みをこれは整えておくことが今から大事なんだと思います。

○河野国務大臣 今後のこととはわかりませんが、現時点では考えおりません。

○篠原(豪)委員 今後はその可能性はあるんで

しょうか。報道にあります。

○河野国務大臣 現時点で考えておりません。

○篠原(豪)委員 それは、きょうこの時点ではわからぬけれどもという話で、今後するかもしれないという、この法案にもかかわつてくる話であつて、それでは審議にならないです。お願いします。事務方でもし補足があれば。

○河野国務大臣 申し上げたとおりでございま

す。

○篠原(豪)委員 先ほどから事務方の方が丁寧に御説明していただこうとして手を挙げていらっしゃいますが、何かありますか。(河野国務大臣)

「ありません」と呼ぶ大臣、それでは質疑になら

ないです。現実的な議論をしたいんですね、私は

ばさっと言つてしまつて、あとはもう言いつ放し

みたいな、そういうやり方は、私はまともな議論

をしたいだけなんですよ。そういう御態度はどう

かと思ひますよ。

○河野国務大臣 現時点で考えていないから、考

しくお願いします。

防衛大臣、このことも頭に入れておいていただ

きたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、CS pOC、米軍連合宇宙運用センター

について伺います。

米軍は、衛星への攻撃を抑止するため、米軍連

合宇宙運用センターをカリフォルニア州のバンデ

ンバーク空軍基地に創設しています。このCS p

OCには、二〇一九年七月現在、英国、カナダ、

オーストラリアなどが人員を派遣しています。つ

まり、CS pOCというのは、米軍と同盟国ある

いは友好国軍との間で宇宙領域に関する情報共

に行う機能を担っているわけですが、日本も航空

自衛隊に宇宙空間の状況を常時監視する宇宙領域

専門部隊を新設した際には、これはCS pOCに

連絡官を送るということで考えてよろしいので

しょうか。報道にあります。

○河野国務大臣 現時点では考えおりません。

○篠原(豪)委員 今後はその可能性はあるんで

しょうか。報道にあります。

○河野国務大臣 今後のこととはわかりませんが、現時点では考えおりません。

○篠原(豪)委員 それは、きょうこの時点ではわ

からないけれどもという話で、今後するかもしれないという、この法案にもかかわつてくる話であつて、それでは審議にならないです。お願いします。事務方でもし補足があれば。

○河野国務大臣 申し上げたとおりでございま

す。

○篠原(豪)委員 先ほどから事務方の方が丁寧に

御説明していただこうとして手を挙げていらっ

しゃいますが、何かありますか。(河野国務大臣)

「ありません」と呼ぶ大臣、それでは質疑になら

ないです。現実的な議論をしたいんですね、私は

ばさっと言つてしまつて、あとはもう言いつ放し

みたいな、そういうやり方は、私はまともな議論

をしたいだけなんですよ。そういう御態度はどう

かと思ひますよ。

○河野国務大臣 現時点で考えていないから、考

えていないと申し上げていいだけです。それは、将来のことはどうなるかは、わかりませんから、わからないと申し上げているだけでござります。

○篠原(豪)委員 わかりました。では、私からお話しさせていただきます。

C S P O C は、これは、宇宙監視を含む宇宙における軍事作戦を遂行する機関でもあるので、参加した場合には憲法違反になる可能性もあると考えます。

○河野国務大臣 現時点では考えていないと申し上げております。

○篠原(豪)委員 私は、こういうところに参加した場合には、これは日本の憲法違反になるかどうかということを、ここに参加するんじやなくて、実際参加したら憲法違反になりますか? ということがあります。

○河野国務大臣 現時点では考えていませんが、C S P O C に参加して、国際社会の一員として軍事的な脅威に共同で立ち向かうことには、これは積極的に行なうこともしませんよ。実際は、ちゃんとした議論がしたいんです。

それで、C S P O C に参加して、トランプ政権が、アメリカは今、アメリカ第一主義を担う存在でもあるという現実を忘れるべきではないという話をしたかったんですよ。それで、その中で、米軍が軍事攻撃を選択しても、日本として、あくまでも平和的解決にこだわる余地がなければ、これは憲法違反と言わざるを得なくなるので、今の時点で議論することが大事だと思っているんですね。

ですので、きょうはそういうお話をすけれども、私は議論がしたいし、これをやるのが国会の場だと思いますよ。ですので、これは統けさせていただきたいと思いますが、このこともぜひ頭に入れていただきたい上で、お考えいただければと事務の方の皆さんにもお願いをいたします。次に、グローバルホールについてお伺いしま

す。運用部隊の構成についてです。

これは、法案には、二〇二一年度から、グローバルホールの運用開始に向けた諸準備を行う部隊を航空自衛隊に新編するとされていますが、このグローバルホールの一括購入を決めたとする二〇四年の新聞報道では、陸海空共同の部隊を新設するとしています。

今回、この問題点は幾つかあるんですが、一つはF M S 調達の問題です。

グローバルホールは、支払い金額も納入条件も米側の都合が全て優先されるF M S 調達の典型事例だというふうに考えます。既に指摘されていま

すように、二〇一四年の選定段階でアメリカ政府は、三機を二十年間使って廃棄するまでのライフサイクルコストを約千七百億円だと説明していますが、機種選定が終わると三千二百六十九億円に上方修正しました。それで、二〇一七年の四月には、三機の機体と地上装備で計五百十一億円と見積もった形を約六百三十億円まで値上がりする

と連絡をし、同時に、この二〇年三月と見込まれていた日本への配備も二一年七月にずれ込むと通告してきました。

それで、二〇一五年に発足した防衛装備庁は通常で、高額装備品の費用が見積りよりも一五%上昇すると計画見直し、二五%上昇すると中止を検討するということを義務づけているわけですが、

今回、約二三三%増にもかかわらず計画見直しをしないで、そして、この購入をしました。この事実は、通達でもあります。F M S 調達は適用除外で、必ずしも守らなくていいという先例を残したことになりますが、このことについて、大臣、どう考えますか、お伺いいたします。

○河野国務大臣 防衛装備庁におきましては、内部規則に基づいて、装備品の構成段階から廃棄段階までのライフサイクルに要する経費について、重点的に管理する装備品を指定し、毎年度、その時点における状況に基づき、その平均量産単価と

その上で、算出された平均量産単価やL C C

が、その時点の計画値と比較し、一五%以上増加した場合には取得計画の見直しを検討し、二五%以上増加した場合には事業継続の検討を行つこととされており、これはF M S 調達や国内製造にかかるわらず、こうした取組が行われております。

グローバルホールにつきましては、平成三十年度概算要求時点において、レーザーの部品枯渇に伴う代替品の開発が必要とされたことにより、平

均量産単価が二三%上昇し、二五%近い上昇率と

追時の常時継続監視能力を強化する必要があること、この地域でグローバルホールを運用する米国と相互補完的な運用が可能になるなど、日米の共同I S R の進展、ひいては日米同盟の強化と地域の安定化にも資すること、他の無人機や衛星等による機能代替ができないことなどにより、当面事業を継続することといたします。

その後、令和元年度概算要求時点における平均量産単価の上昇率は一九%となり、更に、二年度概算要求時点における平均量産単価の上昇率は一八%となり、改善が見られていることは事実でございますが、引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○篠原(豪)委員 最後にコメントしますけれども、今おっしゃっていましたけれども、これはプラックボックスに高額な維持管理費用もかかるんですよ。機体の大半の技術が開示されないため、米企業の技術者四十人が常駐しなきゃいけないんです。そして、その生活費約三十億円を支払わなければいけないんです。定期的な本格整備、これは機体をアメリカに送り返さなければいけない。これは、飛行中に集めたデータを衛星経由で地上に送る際には、そのデータの処理の一部を機密上の理由からアメリカに委託することになつていています。そのため、維持管理費が毎年百三十億円、二十年間で二千六百億円もかかると言われておりますが、このことについて、大臣、どう考

いるんです。

そういうことも含めて、これはアメリカ相手なので何も文句は言えない、黙つて買うしかないということなのかということありますので、高額な維持管理費についても、ほかに合理的な理由がこれはあるのかどうかを、まあないと思いますけれども、このことも含めてしっかりとこれから考えていただきたいと思います。

○西銘委員長 次に、本多平直君。

○本多委員 立憲民主党の本多平直です。

立国社共同会派の一員として質問をさせていた

だときたいと思います。

新型コロナウイルス、大変なことになつていていますけれども、非常に今回、クルーズ船の話も含めて、自衛官の皆さんには現場に赴いていただい

て、そしてまた大臣も、割と積極的にブッシュ型でいろいろ対応をされていることに感謝と敬意を申し上げたいと思いますし、特に現場で対応に申しあげたいと思います。

そこで、きょううなんですかね、もう間もなく補正予算が閣議決定をされて、国会に提出をしてくる。大規模な経済対策、コロナ対策の予算が出ています。防衛省、直接の部分、決して多くないんですが、私、大事なポイントがたくさんあると思つていています。

一部報道されています自衛隊の駐屯地内の外來者用の施設、これは個室じゃないと感染した方などを受け入れられないで、個室化のための費用などが入つてゐるということをお聞きをしておりますし、自衛隊は病院を持つていて、自衛隊中央病院などの施設の改善、こうしたこともこの際きちんとやるというのは、非常にいい予算が

入っているので、しっかりとそういう面は応援をしたいと思っています。

私がちょっと二点だけ、もう近々に閣議決定されるとしたら残念ながら間に合わないと思うんですが、また補正というのも、次もあるかもしれません。もし間に合うならやつていただきたいといふことで、二点御提案をしたいんですけども。

今回私も初めて知つたんですねが、空自の輸送機に積むような空飛ぶ集中治療室と呼ばれる機動衛生ユニットというのを四つ持っている、愛知県の小牧にあると。これは感染症対応にはなってないらしいんですね、普通の病人の方を想定をしているんですけど、実は私、今この医療状況を見ているんですけど、実は私、今のこの医療状況を見ていると、感染症の対策を最優先したときに、普通の病気の方、普通の手術が必要な方、普通の重病な方を別な安全な地域に運ぶとか、感染症にこれだけ対応してみると、そうしたいろいろなニーズが出てくるということがあります。緊急にどうこういうことはないんですけど、実はこの機動ユニットの数はふやさないということらしいんですね。

どうでしょ、こういうことも検討、この機会に、日本に四基だけでいいのか。もう少し、こう

いうコロナの体験をして、防衛省の中で考えたと

きに、この機動衛生ユニットなどというのはもつ

と数をふやしていくことを、できれば次の補正と私は思いますが、今後検討していくお考えはありますか。

○河野国務大臣 御提案ありがとうございます。

感染症対策ということではないんだろうと思

ますが、恐らく、そのほかの患者さんの診療に今

影響が出かねない状況になつてているということはありますから、自衛隊病院の機能を拡充する、あるいは、今セントラルパークで野戦病院のようなものがでてきておりますが、そ

ういう大がかりなものを考えた方がいいのか、そ

の辺は検討の余地はあるうかと思いますので、機

動衛生ユニットをふやすということを含め、感染症以外で自衛隊病院が何ができるかというのには今後検討してまいりたいと思います。

○本多委員 こういう言い方は悪いんですけども、一つの大きな予算を獲得する、これは別に、感染症から守るために、一般的の医療をしっかりと守る、その自衛隊が持つているところで、しっかりと予算要求をしていていただきたい。この機動衛生ユニットも一つ一億円と聞きました。ふだん防衛省が扱っているものに比べると非常にわかりやすい、それほど高額なものではないと思いますので、きちんと検討してください。

大臣にお願いしたいのは、今私は言えなくて大丈夫でございますが、この状況も、大臣には言えると思うんですね。今の状況も、大臣には言えると思うんですけど、ぜひ見えてもらいたいところで申し上げようと思いました。ただたら、少し、僕は、あれ、耐用年数が幾らあるのかわかりません。余り買いつけていてもいけないのかもしれないが、この状況に鑑みて、防護服をつっかり確保する、この予算をつっかり確保するというのは正當性があると思うんですね。

大臣のところでしつかり現状の数を把握して、予算でと私は思いますが、更に検討していただきたいと思いますが、今後検討していくときには、この二、三年の防衛大臣のところの言葉がちょっと踊り過ぎているんじゃないかという指摘をするべきです。

私は、こんな言葉尻を捉えてどうなのかなと思ふんですけど、実はずっと文句を言つてまいりました。この二、三年の防衛大臣のところの言葉がちよつと踊り過ぎているんじゃないかという表現です。

○河野国務大臣 大変わかりやすい資料をつくっていただいて、ありがとうございます。外務大臣時代、大変厳しいとすつと申し上げております。恐らく、想定しているよりは、中国にしろ北朝鮮にしろ、軍備の拡大あるいはミサイル能力の向上といったものは想定より早いというのは間違いないんだろうと思います。そういう意味で、格段に速いスピードというのが違うかといえば違わないんだろうと思いますが、今回私がそれを落としましたのは、やはり、その厳しいといふところと不確実性が増しているというところを端的に強調したいという意図があつたので、三つ並べるよりは優先順位の高いものでばしつといきます。

○河野国務大臣 ありがとうございます。シールド、こうしたものについてきちんと備えるように財務当局とも折衝しているところでございますし、更に備蓄を上乗せするということは必要性を増していると。厳しさを増しているという

だろうというふうに思つておりますので、そこは自衛隊がこういう状況で動くために必要な大前提でござりますので、そこはきっと借りて備えなければいかぬと思っておりますし、こうした感染症が今後も起ころるであろうことを考えると、やはり必要量を、備蓄量をふやしていくことを考えております。

○本多委員 とにかく、日ごろから、防衛省は厳しい予算の中で、私もいろいろ批判したりしてしますればいいかぬと思っておりますが、まずはけれども、大型の兵器を中心になって、なかなかこういうところに予算がつくことが少ないわけです。この機会にしつかり見直して、しつかり予算を確保して、これは国民誰も文句を言わない状況だと思います、よくわかっていると思いますので、しつかりお願いをしたいと思います。

続いて、次のテーマに行きます。実は、前回大臣所信のところで、質疑をさせていただいたところで申し上げようと思いました。ちょっとと一点、大臣に評価をしたいと思うのですが、実は資料を配っているので、まあ与党の方も余り見る気がないかもしれません、ぜひ見ていただきたいんですね。安全保障環境について、防衛大臣と外務大臣がこの委員会ですつと述べていられたので、私の指摘で直つたと言つただけないとは思います、非常に前向きにここで議論してきてよかつたなと思うので御紹介をして、コメントが一言あれば、じゃ、大臣お願いします。

言葉尻ではありますが、この小野寺さん、岩屋さんのところの、河野大臣の前の発言も、私はちょっといかがな物かと日本語として思つてきましたので、私の指摘で直つたと言つただけたですね。河野大臣が、まともな日本語に戻していました。河野大臣が、まともな日本語に戻っていましたが、非常に前向きにここに議論をしてきてよかつたなと思うので御紹介をして、外務大臣時代、大変厳しいとすつと申し上げおりました。恐らく、想定しているよりは、中国にしろ北朝鮮にしろ、軍備の拡大あるいはミサイル能力の向上といったものは想定より早いのは間違いないんだろうと思います。そういう意味で、格段に速いスピードというのが違うかといえば違わないんだろうと思いますが、今回私がそれを落としましたのは、やはり、その厳しいといふところと不確実性が増しているというところを端的に強調したいという意図があつたので、三つ並べるよりは優先順位の高いものでばしつといきます。

恐らく、今までの想定から見ると、状況はかなり速いスピードで悪くなっているというのは現実的にはあると思います。ただ、厳しいというのと不確実性が増しているということを今回強調したいということから、図らずもこういう表現になりました。

十三名のうち二名が負傷したと聞いておりますが、死者及び行方不明者は出ておりません。

○本多委員 海上保安庁の調査を待ちたいと私も思ひます。しかし、一点、指摘をしたいと思うんですね。

鮮の情勢が、ここでの安全保障委員会にいる多くの方は、厳しい不透明性があるということはみんな共通で、ある程度思っているわけですから、そこを、余り国民党をあおるような言葉を使わない、このことはしっかりと評価をしたいと思いますので、今後ともそういう姿勢で、役人に任せらず、大臣の判断で大臣所信の言葉をきちんと使っていていただければありがたいなということを指摘をしておきたいと 思います。

か。たつてくるものさえ避けなければ「たかなみ」の安全は守れない、これは大臣、よろしいでしよう

そういう厳しい任務についている中、場所も、
決して日本の平々凡々の近海ではございません。
かなり中国寄りの、もちろん領海でもないといふ
ことはお聞きをしていますけれども、海域において

て、普通の漁船、この漁船側に何らかの意図が
あつたのか、瑕疵があつたのかといふのはまだ全
くわかりませんけれども、意図を持って何かさ
てまごつぶさと毛見して方箋（なみや、なま）

それが自衛艦の宿命だと思うんですね。その自衛艦が漁船に衝突をしてしまったのがされたのか、この事案 자체、大変、やはり原因究明

○本多委員 きちんと、これはもちろん原因が
　　あります。
○河野国務大臣 そこはおっしゃるとおりだと思
　　うんです。これは大臣いかがですか。

しっかりとわかつてからうの話になると思うんですねが、危険な中東に私の反対も押し切り送っているわけです。大丈夫だ大丈夫だ、不審船が来ても大丈夫。大丈夫なんですか本当にと私はずっと思つています。

小さなボートがわざわざ機雷をつけにこつそり闇夜に乘じて来るものを発見をしなきやいけないのが護衛艦の役目で、この漁船と衝突をしているというのはいかにも残念な事案だということはしつかりと指摘をしておきたいと思いますし、それに加えて、本人を直接呼んで言つてもよかったです。ですが、副大臣の今回の情報の、本当は、本来は公表してはいけない部分の公表という不祥事まで加わっていますので、何げない衝突事故ではないと私は思います、こういうことが繰り返されないように、まずは私も海上保安庁の調査をしっかりと待つて、その報告を受けて、また必要があれば、どういう事態だったのか、質問をしていきたいと思います。

次に、前回もやりました陸上自衛隊の幹部の天下りあつせん問題について、きょうは、前回もある程度議論させていただきましたが、私が先頭でやるんだからしいだらうという意気込みに押されちよつと途中でやめちやつたので、もうちよつとやりたいと思います。

調査体制です。

私も、野党側はこうやつて情報を持ち込まないとい、調査体制がおかしい、外部の人間を入れろと、内部の人間だつてちゃんとやるときははあるし、外部の人間を入れたつていいかげんな調査はあるので、決してそれだけが全てじゃないんですが、大臣、ここが大事なんです。それだけが全てじゃないんですが、こういうときは、ある程度、国民から見て、そういういちやもんのつかない体制をつくるというのはすごく大事。見せ方ですね、国民の信頼を取り戻すためなんだから、野党が、国民党から、何だ、内部だけでやつているんじやないか、そんなふうにならないような調査班でやつてほしいんですよ。

それで、きょう資料を持つてきました。二枚目
の資料、前回の文部科学省の調査班と今回の防衛省
の調査班を比較をして並べております。ぜひ自
民党の皆さんも見ていただきたいと思います。
文部科学省は、最初、班長と副班長だけで班を
組んでいたんです。これはまさに内部中の内部
で、とんでもない話であります。これは前回も
指摘しました、河野大臣が大臣になる前に予算委員会で、こんなのおかしいじゃないか、泥棒が泥
棒を捕まえるみたいな話だということで、文部科学省
という役所はしっかりと反省をいたしまし
て、まず、上の特別班員、弁護士二名と企業の方、
学識経験者を外から入れております。その後に、更に弁護士を十二名、その下に、その何日か
後に追加をして、これは完全外部です。そして、
さらに、これはきのう文科省の方から伺つたら、
実は足りなくなつたそうなんです。
このときの文科省の大体規模感、今回の防衛省
の天下りがどういう規模感なのか、私たちは情報
をもらつていません、残念ながら。とんでもない
話だと思いますが、文科省のときのことを参考に
言うと、三百九回ヒアリングをしたそうであ
す、トータル。最終結果は、六十二件違反が発見
されて、四十三名が処分されました。この規模感
より少ないんだつたら、いろいろな言いわけして
ください。私は全く情報をもらつていません。
しかし、この規模感と同じぐらいまた多かつた
ら、文科省さんの言い分によると、割と忙しい案
件を抱えていない若い弁護士さんを十二名プラス
しても、更に後から三名弁護士を足したんですか
ね。これぐらいの体制に最終的に、まずは内々だけ
でやつていてとんでもなかつた。それで、自民
党河野国会議員の指摘を受けて外の人間を入れ
た、弁護士も入れた、弁護士を入れてやつてみた
ら足りなくなつて、若い弁護士を更に投入して、
やつと三ヵ月ぐらいで調査をしたんですね。
ですから、大臣、ぜひ、先ほど言つたとおり、
実務上のこととはやりながらかもしねませんけれど
も、公平性の担保の観点から、何かこういうこと

に詳しい学者とか企業とか。
こちらの防衛省の側は、最初の文科省よりはま
いなんです。つまり、別に、内部の背広の方が
入っているわけじゃありませんから。常日ごろか
らこの問題をやつてある防衛人事審議会の再就職
等監察官ですが、非常勤とはいえ防衛省から給料
をもらっている人です。雇われているわけです。
よ。防衛省の内部だけなんですよ。この体制は、
ちょっと前回の文科省と比べて、外部性の担保、
公平性の見え方の担保、そして平の国会議員だっ
たときの河野大臣の発言、いろいろなことを総合
して、それから実務上、足りなくなると思うんで
す、規模感によっては。
こういう観点から、ぜひ、調査班なんて途中か
ら増員しても何も恥ずかしいことでも何でもない
んです、文科省は実際やつてあるわけですから。
国会の声を聞いて途中から増員しているので、さ
すがに、前からある防衛人事審議会再就職等監察
官だけ。
もう一つ言います。今回、この人たちが発見す
べき役職なんですね。高い給料だが安い給料だか
わかりませんけれども払つていて、これが仕事
だったので、この人たちが見つけたかどうかも今
防衛省から教えてもらつていません。大臣は知つ
てるかもしません。この人たちが見つけたん
だつたので、この人たちが見つけたかどうかも今
法の天下りであつても、前回も言いました、前の
ルールでいつたら違反だつた、五年間に関連した
ところを二年間行つてある方はどれぐらいいるの
かということは予備的調査も検討しつつ調べてお
きますので、突合しながら、皆さんのお話あつせ
んの調査をしつかりとしていただき、我々は
合法でも怪しいけれども、あつせんだつたら余計
だめなんですが、防衛省の予算やそういうものに
影響してないか、そっちが本筋にもなつてしま
すので、そのさらなるところ、ここが大事になる
ので、まずは皆さんにあつせんのことをしつかり
調べていただき、私たちもそのことを審議でき
るように準備をしておきたいと思います。

次の一馬力に移らせていただきます。
五番目ですが、イージス艦、我が國は八隻持つ
努力を今しておきまして、七隻目の「まや」が完成
をいたしました。

この「まや」、これまでのイージス艦とは違う機
能を持っております。CEC、共同交戦能力とい
う能力であります。自分のレーダーでは見つけら
れないものであつても、他の船が見つけたものを
また逆もできるんでしょうかね。「まや」が捉えた
データをほかの船に提供をして、その船から自動
的に、もうこれはタイムラグがほとんどなく。
また、調査班の弁護士さんたちと話をいたしま
して、スピードアップするためにはやはり人員を

ふやさなければならぬということでおざいますの
で、人員を可能な限りふやす。恐らく、コロナの
で、人員をふやすように指示をしたところでござ
います。

詳細につきましては、人が確定した段階で御報
告申し上げたいと思います。

○本多委員 非常に安心をいたしました。外部を
入れ、増員をして、スピードアップを図つて、こ
の天下りの解明をしていただきたいと思います。

私たちはその間に準備を進めまして、これは合
法の天下りであつても、前回も言いました、前の
ルールでいつたら違反だつた、五年間に関連した
ところを二年間行つてある方はどれぐらいいるの
かということは予備的調査も検討しつつ調べてお
きますので、突合しながら、皆さんのお話あつせ
んの調査をしつかりとしていただき、我々は
合法でも怪しいけれども、あつせんだつたら余計
だめなんですが、防衛省の予算やそういうものに
影響してないか、そっちが本筋にもなつてしま
すので、そのさらなるところ、ここが大事になる
ので、まずは皆さんにあつせんのことをしつかり
調べていただき、私たちもそのことを審議でき
るように準備をしておきたいと思います。

○河野国務大臣 情報がよりリアルタイムで共有
されるということは、そのとおりでござります。
○本多委員 何でもかんでもけちをつけたいわけ
じゃなくて、このCECが、もう一隻のイージス
艦も今度はCECを持つわけですから、日本の自
衛艦同士でCECを使う、それも、日本が武力攻
撃をされたときに使う、全然いいことだと私は思
います。この能力をもつて、しつかり専守防衛の
ために生かしていただきたいと思います。しつか
りとこの能力を活用していただきたいと思いま
す。

もう一点、日本が武力攻撃されたときに、當
然、CEC、米軍の船が持つていることが多いと
思います、米軍の飛行機などが、米軍とのCE
Cを使って、しつかりと敵を把握して対処をす
る、このことも私は評価をしたい。しつかりとこ
の能力を使って対応していただきたい。

日本が武力攻撃をされた場合、専守防衛のため
に日本の自衛艦や日本の飛行機やアメリカの船や
アメリカの飛行機とCECを使うことは、積極的に
評価したいと思います。このことについて何か
ござりますか。

○河野国務大臣 御評価いただいて、ありがとう
ござります。

○本多委員 ところがなんですよ。他国であると
これで話は終わるんですが、日本は、日本が攻撃
されないものであつても、他の船が見つけたものを
また逆もできるんでしょうかね。「まや」が捉えた
データをほかの船に提供をして、その船から自動
的に、まさに戦力行使の一体化に当たるんじゃない
か、このことを十八年前に石破長官は答弁をされ
ているんですね。

これはそういう理解でよろしいですね。常に
ケース・バイ・ケースになりますが、使い方に
よつては當たってしまうということでよろしいで
すか。

○河野国務大臣 CECは、データリンクと同様
に、探知した目標に関する位置情報を共有するシ
態でこのCECが使われることは、実は一体化の
議論に抵触をしてくるということが既にかなり前
から言われております。

私は、そのことを大変危惧をしています。なぜ
かとすると、事実上、このCEC、日本の船はた
くさんこれを備えているわけじゃありませんか
から、これが連動できるのはアメリカの軍艦であり
事実関係はこれでよろしいですか、大臣。

実は、この議論は、既にもう十八年前、参議院
の外交防衛委員会で、今財務副大臣ですかね、公
明党の遠山議員と、その当時の石破長官の間で議
論をしていました。

このときの議論は、イージス艦、こういう使い
方をすると集団的自衛権にさえ当たることがあり
得るんじゃないかという遠山議員の質問なんで
す。このときに石破長官はどう答えているかとい
うと、今のぐらいのデータリンク、つまり、この
「まや」以前の、今のぐらいのデータリンクでそん
な心配は要りませんよ、遠山議員、とおつしやつ
てあるんです。ところが、CECという技術が開
発をされて導入をされた場合には、集団自衛権の

つまり、「まや」ができる前は、データを多少リ
ンクしても、それが直ちに、少しづれがあります
から、それを米軍が攻撃に使つたからといって
行はれるんです。ところが、CECという技術が開
発をされて導入をされた場合には、集団自衛権の
行使に当たる当たらないという話も一つあると防
衛省は答弁をされているんです。

これは話は終わるんですが、日本においては
武力攻撃事態が発生してしたり、それから皆さ
んが安保法制で通じた、ああいう事態になつた場
合のことはちょっとややこしいのでおいておきま
して、普通に、日本が武力攻撃も受けていない事

システムです。データリンクに比べて共有するデータの更新頻度が高くなることから、従来のデータリンクによる情報共有システムとは質的な差という概念が生ずるとの石破防衛庁長官の答弁があつたと認識をしています。

情報の提供と憲法との関係について申し上げれば、政府としては、従来より、ある目標に方位何度何分、角度何度で撃てというような行為は、情報の提供にとどまらない軍事作戦上の指揮命令の範疇に入るものであり、憲法上問題を生ずる可能性があると答弁をしております。

このCECは、射撃指揮に使用可能な情報をリアルタイムで共有するシステムであつて、CECに基づいて自動的に攻撃が行われるわけではなく、CECの情報に基づいて、攻撃の方針の決定や攻撃実施の対応は米国が独自に行うこととなります。CECとは、あくまでも探知・追尾情報を共有するシステムであつて、CECを介する米軍への情報提供は、方位何度何分、角度何度で撃てというような行為とは全く異なるものであります。

情報共有と他国の武力の行使の一体化との関係については、従来から、自衛隊がその所掌事務を遂行するため主体的に収集した情報を米軍に対し提供したとしても、それが一般的な情報交換の一環としての情報提供である限り、米軍による武力の行使との関係で問題を生じるおそれではなく、憲法上の問題は生じないものと考えております。遠山議員を安心させた発言。

その後、石破さんは続けています。「CECにありますと、そこに質的な差という概念が生ずる

のだろうと思います」、この答弁を今回変えられるということでよろしいんでしょうか。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたように、CECは、データリンクと同様に、探知した目標に関する位置情報共にシステムであつて、データリンクに比べて共有するデータの更新頻度が高く

なることから、より精度の高い探知・追尾情報を共有することが可能であります。

石破長官の答弁は、従来のデータリンクによる情報共有システムとはそういう点で質的な差という概念が生ずると指摘したものであると認識しております。

○本多委員いや、私は遠山さんにも今度聞いてみたいたいと思いますが、十八年前に心配をして、CECが入っていないから今は大丈夫ですよと公明党の議員を説得しておいて、十八年後にCECができるたら、ちょっと性能がアップしただけだからCECを使つていなかつたらどうかのことを防衛省とその答弁もひっくり返していい。こんな矛盾したことで説明はつかないと思うんですよ。

大臣、そういう開き直った答弁をするんじやなくて、私が言いたいことはこういうことです。ただ、CECを使って何か米軍がしたとしても、常に一体化であるとか集団的自衛権になるとは限らないと思いますよ、私は、使い方によつては。ただ、CECを使つて何か米軍がしたとしても、常に一環としての情報提供である限り、米軍による武力の行使との関係で問題を生じるおそれではなく、憲法上の問題は生じないものと考えておりま

す。

○本多委員 ということは、この二〇〇二年十一月二十一日参議院外防委員会での石破長官の、「このCECというものが入つてまいりましたときには、また議論は当然違つてくるのだろうと思つておりますが、今は大丈夫だよということなんですね。遠山議員を安心させた発言。

その後、石破さんは続けています。「CECに

関係につきましては、従来から、自衛隊がその所掌事務を遂行するため主体的に収集した情報を米軍に対して提供したとしても、それが一般的な情報交換の一環としての情報提供である限り、米軍による武力の行使との関係で問題を生じるおそれなく、憲法上の問題は生じないものと考えております。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたように、CECは、データリンクと同様に、探知した目標に関する位置情報共にシステムであつて、データリンクに比べて共有するデータの更新頻度が高く

なることから、より精度の高い探知・追尾情報を共有することが可能であります。

河野大臣は、きょうは防衛大臣と立場が変わらつています。金融機関のことは金融庁にやつても

それ自体、別に、非常に大事で、防衛省や自衛隊がサイバー攻撃を受けて、そんなやすやすと何かをされたら大変なことになりますので、そこは、今回のサイバー防衛隊をしっかりと増強する

たとことでやつてください。

○本多委員 きょうはすれ違いで、私は全く納得をしておりません。

つまり、石破防衛庁長官の発言からいと、それはCECというものをしつかり理解をされた上で十八年前に答弁をしているわけですから、今それは関係ないと言われても、この答弁とのそごはできたら、ちょっと性能がアップしただけだからCECを使つていなかつたらどうかのことを防衛省とその答弁もひっくり返していい。こんな矛盾したことで説明はつかないと思うんですよ。

大臣、そういう開き直った答弁をするんじやなくて、私が言いたいことはこういうことです。ただ、CECを使つて何か米軍がしたとしても、常に一環としての情報提供である限り、米軍による武力の行使との関係で問題を生じるおそれではなく、憲法上の問題は生じないものと考えております。

時間が少なくなりましたが、法案に関連のサイバーの話を少ししたいと思うんです。

大臣、一問だけ、サイバーのことをちょっと伺います。

体制強化、この法案自体は私は評価をしたいと思います。しっかり頑張ってください。

ただ、実は、私はこの二年来この委員会にいます。

ただ、実は、私はこの二年来この委員会にて、防衛大臣がサイバー、サイバーと、宇宙、サイバー、宇宙、サイバーと防衛大綱のときから言われて、私は完全に、きょう、余りそこに関心が強くなかったので、余り勉強していなかつたのですが、それでも、内閣サイバーセキュリティセンターは、きちんと、こういう国家にとって大事なインフラを守ると書いているんだけれども、どこがやつているんだというと、防衛省でも我々は調整しているだけですという言い方なんですね。

防衛大綱には、きちんと、こういう国家にとって大事なインフラを守ると書いているんだけれども、どこがやつているんだというと、防衛省でも我々は調整しているだけですという言い方なんですね。

そこで、そして鳴り物入りでつくつて、二百人いますけれども、内閣サイバーセキュリティセンターは、経産省にしつかり原発のことはやつもらつています。金融機関のことは金融庁にやつても

河野大臣には、きょうは防衛大臣と立場が変わらつています。金融機関のことは金融庁にやつても

<p>だと思いますから、我が国のサイバーセキュリティの体制というのは、本当にこんな内閣官房のあれと、こう言葉だけ、あっちこっち躍らせている本当にいいのかということなんです。防衛省でやれというのも、それもまた違うし。</p> <p>いや、はつきり言つて、まずは電力会社や銀行が頑張らなきゃいけないんですよ。ただ、余りにも国家としての体制が弱いということを私は今回感じたので、この認識、共通していただけて、問題意識を持つていただけのことを</p> <p>題意識を持つていただけのことを</p> <p>ども。</p> <p>今、政府の第四次計画は、システムを熟知している事業者がまずサイバー防護を行うということ</p> <p>が一義的になつております。今、自衛隊としてサイバー、サイバーと言つておりますけれども、予算にしろ、他国と比べるとまだまだひょつこというのが現実でございます。中には非常にすぐれた技術を持つている者もおりますが、これからいえば圧倒的に少ないというのが現実でございますので、防衛省としても、このサイバー部隊をきちんと増強しながら、必要に応じてやはりさまざまな国の危機に対応できる、そういう部隊を最終的にはつくっていかなければならぬといふふうに思つております。</p> <p>今回のこの法案で定数をいろいろとさわらせていただいておりますのは、それに向けてのその途中的のステップであるというふうに考えております。</p> <p>○本多委員 最後にちょっと一つだけ、資料を持ってきて見ていただきたいですか。最後の資料なんですが。</p> <p>今回、自衛官の方は一步増強していただいたと今の答弁もありました。しかし、内局でこのサイバーを担当している体制がどうなつてているのか。私も今回レクを受けたときにちょっとびっくりしたんですけども、戦略企画課というところ</p>	<p>でやっているんですが、宇宙・海洋政策室とサイバー政策班、八名、六名。これでも何だか、あれだけ鳴り物入りでやつていてこれはちょっとどうなつかと思つたら、これほとんど兼ねているんです。班長と室長も同じ名刺に、宇宙・海洋の室長とサイバー政策班の班長を兼ねているんです。ここ的人数も、八と六、十四名いるわけじゃない、本多委員と認識を共通してしまふんすけれども。</p> <p>○河野国務大臣 何か、きょうは気持ち悪いぐらいい、本多委員と認識を共通してしまふんすけれども。</p> <p>○河野国務大臣 平成二十七年度と比べても、このサイバーあるいは電磁波の分野は十八名増員と</p> <p>そこで、これはもうそれぞれの陸海空だけでなく、このサイバーを強化するためには、やはり予算、人員、ほかの国と比べてもまだまだ追いついていないというのが現実でございます。その中で、防衛予算にも、そんなに無尽蔵に伸ばせるというわけではございませんので、中をしつかりと見ながら、必要なところに手厚く資源の配賦ができるように、努力してまいりたいと考えております。</p> <p>○本多委員 終わります。</p> <p>○重徳委員 次に、重徳和彦君。</p> <p>○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。</p> <p>冒頭一問だけ。</p> <p>今、コロナが蔓延する状況にありますけれども、外務省にお聞きしたいんですけども、今、海外の現地邦人の役員の方、役員をやつてある日本人のビジネスマンが、その国から一時期ちょっと出張で日本に来ている間に、その当該国に戻れなくなつちゃつた、つまり、渡航制限がかかっちゃつたというようなことがあります。さらに、緊急事態宣言がきょう発令されるようなことになれば、一ヵ月なら一ヵ月間、よりその当該国においては日本人の入国を厳しくするでしょうから、な</p>
<p>でやつておられるんですが、宇宙・海洋政策室とサイバー政策班、八名、六名。これでも何だか、あれだけ鳴り物入りでやつていてこれはちょっとどうなつかと思つたら、これほとんど兼ねているんです。班長と室長も同じ名刺に、宇宙・海洋の室長とサイバー政策班の班長を兼ねているんです。ここの人数も、八と六、十四名いるわけじゃない、本多委員と認識を共通してしまふんすけれども。</p> <p>○大隅政府参考人 お答えいたします。</p> <p>外務省において把握する限り、四月七日午前六時時点で、百八十一カ国・地域が、日本からの渡航者や日本人に対し、入国禁止、国境封鎖、査証の発給停止等の入国情制限を実施しております。ベトナムにおいては、三月二十二日から原則全ての外国人の入国を停止していると承知しております。</p> <p>○大隅政府参考人 お答えいたします。</p> <p>外務省において把握する限り、四月七日午前六時時点で、百八十一カ国・地域が、日本からの渡航者や日本人に対し、入国禁止、国境封鎖、査証の発給停止等の入国情制限を実施しております。ベトナムにおいては、三月二十二日から原則全ての外国人の入国を停止していると承知しております。</p> <p>また、我が国としても、現在、ベトナムを含む七十三カ国・地域に対して、渡航中止勧告である感染症危険情報レベル3を発出しております。</p> <p>各国市民が国境を越えて自由に往来することは国際社会にとつても望ましく、また、各との経済関係の発展のためにも、活発な往来、とても重要なことだと想つております。</p> <p>一方で、現在の世界各地の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえれば、その拡大の防止のために、各國や地域がみずから判断で入国情制限等を一定期間とることもやむを得ないのでないかとは思われます。</p> <p>我が国における感染症防止対策等については、政府としては、これまで、外務省、厚労省、国土交通省と関係省庁が連携し、在京外交團向けブリーフィング等を行い、情報発信に努めています。</p> <p>私どももいたしましても、なるべく早く人の交流の再開が実現することを強く期待しております。それに向け、ベトナムを含め、各國における新型コロナウイルスの感染状況等を、引き続きしっかりと注視してまいりたいと思います。</p> <p>○重徳委員 相手のある話でもありますけれども、やはり企業の、特に役員というか、企業管理</p>	<p>でやつておられるんですが、宇宙・海洋政策室とサイバー政策班、八名、六名。これでも何だか、あれだけ鳴り物入りでやつていてこれはちょっとどうなつかと思つたら、これほとんど兼ねているんです。班長と室長も同じ名刺に、宇宙・海洋の室長とサイバー政策班の班長を兼ねているんです。ここの人数も、八と六、十四名いるわけじゃない、本多委員と認識を共通してしまふんすけれども。</p> <p>○大隅政府参考人 お答えいたします。</p> <p>外務省において把握する限り、四月七日午前六時時点で、百八十一カ国・地域が、日本からの渡航者や日本人に対し、入国禁止、国境封鎖、査証の発給停止等の入国情制限を実施しております。ベトナムにおいては、三月二十二日から原則全ての外国人の入国を停止していると承知しております。</p> <p>また、我が国としても、現在、ベトナムを含む七十三カ国・地域に対して、渡航中止勧告である感染症危険情報レベル3を発出しております。</p> <p>各国市民が国境を越えて自由に往来することは国際社会にとつても望ましく、また、各との経済関係の発展のためにも、活発な往来、とても重要なことだと想つております。</p> <p>一方で、現在の世界各地の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえれば、その拡大の防止のために、各國や地域がみずから判断で入国情制限等を一定期間とることもやむを得ないのでないかとは思われます。</p> <p>我が国における感染症防止対策等については、政府としては、これまで、外務省、厚労省、国土交通省と関係省庁が連携し、在京外交團向けブリーフィング等を行い、情報発信に努めています。</p> <p>私どももいたしましても、なるべく早く人の交流の再開が実現することを強く期待しております。それに向け、ベトナムを含め、各國における新型コロナウイルスの感染状況等を、引き続きしっかりと注視してまいりたいと思います。</p> <p>○重徳委員 こういう状況ですので、余りむちやくちやなことは言えませんけれども、できることからやっていく必要があると思いますので、ぜひこれは強く要請させていただきます。</p>
<p>おさらこれはビジネスが成り立たない状況が続いてしまうということになろうかと思います。そういったことが危惧されます。</p> <p>私は具体的には、ベトナムに日本企業の子会社があつて、その社長をやつてある方からちらりと相談を受けたものですから、ベトナムの今の状況、今後の見通しについて御説明をいただきたいと思います。</p> <p>○大隅政府参考人 お答えいたします。</p> <p>外務省において把握する限り、四月七日午前六時時点で、百八十一カ国・地域が、日本からの渡航者や日本人に対し、入国禁止、国境封鎖、査証の発給停止等の入国情制限を実施しております。ベトナムにおいては、三月二十二日から原則全ての外国人の入国を停止していると承知しております。</p> <p>また、我が国としても、現在、ベトナムを含む七十三カ国・地域に対して、渡航中止勧告である感染症危険情報レベル3を発出しております。</p> <p>各国市民が国境を越えて自由に往来することは国際社会にとつても望ましく、また、各との経済関係の発展のためにも、活発な往来、とても重要なことだと想つております。</p> <p>一方で、現在の世界各地の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえれば、その拡大の防止のために、各國や地域がみずから判断で入国情制限等を一定期間とることもやむを得ないのでないかとは思われます。</p> <p>我が国における感染症防止対策等については、政府としては、これまで、外務省、厚労省、国土交通省と関係省庁が連携し、在京外交團向けブリーフィング等を行い、情報発信に努めています。</p> <p>私どももいたしましても、なるべく早く人の交流の再開が実現することを強く期待しております。それに向け、ベトナムを含め、各國における新型コロナウイルスの感染状況等を、引き続きしっかりと注視してまいりたいと思います。</p> <p>○重徳委員 こういう状況ですので、余りむちやくちやなことは言えませんけれども、できることからやっていく必要があると思いますので、ぜひこれは強く要請させていただきます。</p>	<p>おさらこれはビジネスが成り立たない状況が続いてしまうということになろうかと思います。そういったことが危惧されます。</p> <p>私は具体的には、ベトナムに日本企業の子会社があつて、その社長をやつてある方からちらりと相談を受けたものですから、ベトナムの今の状況、今後の見通しについて御説明をいただきたいと思います。</p> <p>○大隅政府参考人 お答えいたします。</p> <p>外務省において把握する限り、四月七日午前六時時点で、百八十一カ国・地域が、日本からの渡航者や日本人に対し、入国禁止、国境封鎖、査証の発給停止等の入国情制限を実施しております。ベトナムにおいては、三月二十二日から原則全ての外国人の入国を停止していると承知しております。</p> <p>また、我が国としても、現在、ベトナムを含む七十三カ国・地域に対して、渡航中止勧告である感染症危険情報レベル3を発出しております。</p> <p>各国市民が国境を越えて自由に往来することは国際社会にとつても望ましく、また、各との経済関係の発展のためにも、活発な往来、とても重要なことだと想つております。</p> <p>一方で、現在の世界各地の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえれば、その拡大の防止のために、各國や地域がみずから判断で入国情制限等を一定期間とることもやむを得ないのでないかとは思われます。</p> <p>我が国における感染症防止対策等については、政府としては、これまで、外務省、厚労省、国土交通省と関係省庁が連携し、在京外交團向けブリーフィング等を行い、情報発信に努めています。</p> <p>私どももいたしましても、なるべく早く人の交流の再開が実現することを強く期待しております。それに向け、ベトナムを含め、各國における新型コロナウイルスの感染状況等を、引き続きしっかりと注視してまいりたいと思います。</p> <p>○重徳委員 こういう状況ですので、余りむちやくちやなことは言えませんけれども、できることからやっていく必要があると思いますので、ぜひこれは強く要請させていただきます。</p>

防衛について、私は前回に引き続き質問させていただきたいと思います。

サイバーというのは、コロナも同じですけれども、見えない敵と闘うという側面があります。特に、攻撃元がわからない、特定が大変難しい、こういう特有の課題があると思います。

そういう観点から、防衛省・自衛隊に對して国外からサイバー攻撃があつた場合、これはサイバー防衛隊の仕事だ、ここへの対処はサイバー防衛隊の仕事だと思います。そのときに、サイバー空間上で、国外のパソコン、サーバーなどにアクセスをして攻撃元を突きとめる能力というのは、今、日本には実際にあるのかということをお尋ねしたいと思います。

自衛隊・防衛省については河野大臣、それから、もっとほかにも、いろいろな基幹インフラとか重要な施設、そういうところに対するサイバー攻撃のもとを特定する能力があるのかについては、これはNISCになるんでしようか、外務省になるんでしようか、お尋ねじたいと思います。

○河野国務大臣 サイバー攻撃の攻撃元を特定するというのは、これは非常に重要なことでござりますが、近年のサイバー攻撃は非常に高度化、巧妙化している。他国のサーバーを幾つも転々と経由したり、あるいはソフトウエアそのもので攻撃元を秘匿したり、手段がだんだん巧妙になつてきています。

そういう中で、サイバー攻撃の主体を特定することは非常に難しくなつてきていると考えておりますが、防衛省・自衛隊では、攻撃手法やマルウェアの解析、さまざま関係部署との情報の共有により、攻撃源の特定に努める努力をしているところでございます。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

今、河野大臣がおっしゃつたとおり、例えば攻撃方は、これは政府機関それから重要なインフラ事業者であった場合でも、なかなか特定するのは難しい場合が多いかと思います。

一般的に、私ども、もし攻撃があつた場合に

は、攻撃に使われた通信の相手方を見つけて、この通信を停止させることによって攻撃をとめる、そういう措置をとることが多くございますが、たゞ、その通信元が攻撃元であるということは限りなく、見えない敵と闘うということになりますので、これがお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

なお、政府機関それから重要インフラ、我が国に対してもサイバー攻撃があつた場合には、このような手法が日々巧妙化していることを踏まえて、まずは攻撃に強いシステムをつくること、それから速やかに検知をして所要の対策を講じること、これによって被害の対策を、最小限に抑えます。

○重徳委員 大臣からも、手口も巧妙になつて難しいことであるという、その認識まではわかるんですけれども、攻撃元を特定する必要があるんだ、特定する必要性、そしてどこまでそれを特定する能力が必要なのか、そういう観点から御答弁いただきたいと思います。

○河野国務大臣 正直言つて、まだまだというふうに考えております。量的にも、このサイバー絡みの予算あるいはサイバー関係の人員、まだ少ないというのが現実だと思います。今、自衛隊のサイバー要員の中にはかなり高度な技術を持つている者もありますが、それにしても、まだやはり数が足らないというのが現実だと思います。

今、現時点では、この防衛省・自衛隊のシステムをいかに守るかというフェーズであって、更にその先をどうするかというのは、まだまだこれから人を育てていきたく技術を習得していくなければならないというふうに考えております。

さまたま人員を確保するための仕組みをつくり出ますが、その仕組みをまだ採用ができていないわけではありません。また、本当に高い技術を持つた人間をいかにつなぎとめていくかということも当然重要なまいりますし、技術は日進月歩ですから、民間ときちりそうした研修といふような仕組みもこれからつくついていかなければならぬと思っておりますので、百点満点で点数をつけると何点になるのかというのちはちょっとまだ難しいところでございますが、まだ決して高くないと言わざるを得ないのが現実だと思います。

○重徳委員 率直な御答弁だったと思います。それがなくして何ら対策はできないということあります。

前回の質疑でも、今回、特に予算とか定員の話でありますので、人員を拡充し予算も拡充していく必要がありますので、人材を拡充していきます。

ただ、その通信元が攻撃元であるということは限りなく、見えない敵と闘うということになりますので、たゞ、その程度まで、ちょっと余り、どうですかね、定量的に言えないのかもしませんけれども、現状認識として、先ほど本多委員の質問に対して、こういったサイバーセキュリティに関するお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

なお、政府機関それから重要インフラ、我が国に対するお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○河野国務大臣 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○河野国務大臣 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

して、こういつた認識を、ぜひ多くの国会議員、さらには国民の間でも共有して、この分野にはもつと力を入れていくべきだと思います。

攻撃元の特定をするために、もう一つ重要なことは、やはり法律の枠組みですよ。前回さらっと質問したら、さらっととした大臣の答弁で、今関係法令の範囲内でやっているから、必要があればまた国会で議論をとかいうような話でしたけれども、もうちょっと踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。

前回の委員会でも、例えば、これは総務省の取組ですけれども、NOTICEという、いろんな機器を使っている人に対するセキュリティが

ここは甘いよというようなことを注意喚起をする、こういう仕組み、取組が行われているということです。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○河野国務大臣 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○河野国務大臣 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○重徳委員 まず、この問題についてお答えを差し控えさせていただきます。

○河野国務大臣 サイバー空間における脅威は近年拡大、増大をしているところでございます。防衛省としても必要な情報収集をしっかりと行つてきています。

法的根拠につきましては、防衛及び警備等の事務に必要な情報の収集整理に關すること、これは防衛省設置法第四条一項四号、あるいは所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと、同十八号、これに基づいて防衛に必要な各種の情報を収集をしてきているところでございます。

いざれにしろ、防衛省・自衛隊としては関係法令を遵守して、法令の範囲内で適切に情報分析といったことを行つてまいりたいと思います。

○重徳委員 そこまでしか答えられないかどうかということなんですが、何を根拠に調査研究なり情報収集しているかというのは一応わかりました。防衛省設置法という一般的な規定ですけれども、それに基づいて情報収集をするに当たって、いろいろな法律上の支障があるのではないかということについて具体的にどう捉えておられるか、お願いします。

○槌道政府参考人 今、大臣からお答えがあつたとおり、平素におきましては防衛省設置法に基づいて情報の収集を行つてあるところでござりますし、武力攻撃が行われた場合には、当然それに対する自衛権の行使として、我々、防衛出動が下令され、武力の行使が認められているわけですから、その範囲内においてさまざまな措置を講じるものと考えております。

○重徳委員 手のうちという話が、先ほどNIS

Cの山内審議官からもそういう言葉はありました

が、物によつてはこういう平場で議論できないこ

ともあると思います。そういうことについては、また別の場で議論すべきなものかもしれませんけれども、少なくとも、やろうと思えば何でもできる法的根拠につきましては、議論は以上としたいと思いますが、もう一つは、サイバー攻撃の、そ

の攻撃について議論してみたいと思います。これは、実際に保有しているサイバー攻撃能力

といふことも問われなければならぬと思います

し、まず、サイバー攻撃をするツールというも

の、これはサイバー上の話ではありますけれども、それが兵器といいましょうか、日本では「防衛

装備品」というのかもしませんけれども、そういったものに当たるのかどうか。

そして、そもそも今持つてある、一般的な防衛

装備品は実際に持つてあるわけですから、マ

ルウエアと言われるようなウイルスというものを保有すること、作成することということが合法的

なのかどうか、今の法律上できることなのかどう

かということも問わなければならぬと思います

し、更に言うと、その攻撃力をどういう場面で

どういう状況になつたら発動することができるのか、これも法律上は防衛出動といふことになる

と思いますが、防衛出動の要件について、これまでの兵器による攻撃とは違う状況を想定しなきや

いけないというふうに思うわけであります。

まず最初にお聞きしますが、現在日本はどれほ

ども、まさに有事の際に妨げる能力を円滑に發揮

することが重要と考えてございまして、そのため

さまざまな施策に取り組んでいるところでございま

す。

○鈴木政府参考人 先ほど申し上げました防衛計

画の大綱におきましては、強化すべき能力の一つ

といたしまして、我が國への攻撃に際しまして、

当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間

の利用を妨げる能力というものを挙げてございま

す。

○槌道政府参考人 お答えください。

○重徳委員 わかりました。ちょっとそれは、そ

うでありますので、それ自身が作成をして解析するということとも必要になろうかと

思いますので、それ自体禁じられたものではない

ということはありますし、また、必要に応じて、そうした電子情報について我々に対しても、それを解析する必要がある

ことになりますので、それを保持するという

ことはあり得ようかと思いますし、また、必要に

応じて、そのうちを明かすことになるため、お答えを差し控えさせていただきますが、いずれにせよ、さ

まざまな取組を通じまして、この妨げる能力を含むサイバー防衛能力の抜本的な強化、これを図つ

てまいりたいというふうに考えてございます。

○重徳委員 現有能力については、手のうちといふ言葉で、またちょっと答弁はできないというこ

とですが、では、こういう聞き方をしたらどうで

しょうね。今後、どれほどのサイバー攻撃能力、

防衛能力といいましょうか、その能力を持つこと

を目標としているのか、お答えください。

○槌道政府参考人 先ほど申し上げました防衛計

画の大綱におきましては、強化すべき能力の一つ

といたしまして、我が國への攻撃に際しまして、

当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間

の利用を妨げる能力というものを挙げてございま

す。

○重徳委員 確認できました。

○槌道政府参考人 お答えください。

○重徳委員 ちょっとと今からの質問は、通告は必

ずしもしていませんけれども、何とか私が問題視

して質問をしているようなことなんですが、そも

そも、相手の活動を妨げる能力としてのサイバ

ー攻撃そのものによって死ぬとか傷つくとい

うことは、ちょっとと一義的には想定されないような

気がいたしております。その時点でもう有事と言

うことはできるんでしょうか。

それとも、サイバー攻撃によって原子力施設と

かいるんものが誤作動をして、そして人体とか

日本の国土に影響を与える、具体的な目に見える影響を与えるようになつて初めて有事と言えるのか。

サイバー攻撃そのものによつて有事ということを想定しているかどうかについてお答えください。

○河野国務大臣 現代社会の中では、社会全体のサイバー空間への依存度というのが非常に高くなつてきてていると思います。また、サイバー攻撃の様も高度化、巧妙化してきているわけで、例えば、物理的手段による攻撃と同様の極めて深刻な被害が発生し、これが相手方によって組織的、計画的に行われている場合には、武力攻撃に当たり得ると考えております。

他方、どのようなサイバー攻撃であれば、それだけをもつて武力攻撃に当たるかというのは、これは、その時点のさまざまな情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様などを踏まえて個別的に判断せざるを得ないと思いますが、例えばアメリカは、国防省の資料によれば、武力の行使とみなされているものの中に、原子力発電所のメルトダウンを引き起こすもの、人口密集地域の上空の利用を妨げることは、相手方によるシステムのふぐいをもたらして航空機の墜落につながるものなどが含まれると言つております。このような考え方方は我が国としても一つの参考になるというふうに考へていいところでございます。

○重徳委員 ちょっとと確認ですけれども、今の原子力施設のメルトダウンを引き起こすようなものというのは、実際に引き起こされた段階に至る前の、そのサイバーによる何らかの侵入の段階で、具体的にメルトダウンが起こる前の段階であつても、それは武力攻撃と認定する可能性があるといふ、そういうことなんでしょうか。

○河野国務大臣 そこは個別具体的によります

が、少なくとも武力攻撃の着手といふのがあつたことであれば、可能性としてはあろうかと思います。

最後になりますけれども、前回、2プラス2で、日米安保条約第五条がサイバー攻撃に対しても適用される、当たる場合があるということを確認されたということをございました。

そのときに、今のサイバー攻撃の着手の考え方とも関連すると思うんですが、着手があつた、例えば、物理的にはまだ何も起こっていない、その段階も具体的にはまだ何も起こっていない、その段階で、あるいはそうなるという相手の意図を察知した段階で、こちらからわば先制攻撃的にサイ

バ一防衛をしかけるということはあり得るのでありますけれども、ミサイルが飛ぶ前に、ミサイルを発射しようとしているその発射基地を敵地先制攻撃をするというような考え方方に近いと思ふんですか。

○河野国務大臣 自衛隊による、相手方によるサイバー空間の利用を妨げることは、相手方による武力攻撃が発生しているということが前提であつて、これは現行法に基づいて実施することが可能である。

他方、何ら武力攻撃が発生していないにもかかわらず武力を行使する、いわゆる先制攻撃は、国際法上も許されていないというふうに考へていいところでございます。

ただ、このサイバー攻撃が、いかなる時点で武力攻撃があつたか、サイバー攻撃の着手がいかなる時点であったかということについては、これは

もうさまざまの情勢を判断して個別具体的に判断しなければならない。おっしゃるように、極めて多くの世界は短時間で物事が動く中で、どのように判断していくかというのは、これからもしっかりと検討していくかなければいかぬと思いま

ます。またたとは思います。どうもありがとうございました。また引き続きお願いします。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 立国社の屋良朝博でござります。よろしくお願いいたします。(発言する者あり)あります。

まず最初に、ちょっとコロナについて一言言わせていただきたいんですけれども、きのう在日米軍が緊急事態を発令して、より厳しい対応をアメリカ軍もやつていく、これは当面、関東地域の施設に限られたことだというふうな報道が、きのうありました。いよいよ私たちもこれから緊急事態の厳しい局面に入つていくんだなということを改めて思い知らされたわけですね。

そのコロナの対策とアメリカ軍基地の関連について、先週まさにここで議論させていただいていたんですけども、実はちょうどその日に沖縄で、海兵隊が周辺の首長を基地の中に招待をして、招待というか来ていただいて、アメリカ軍の対策について説明をした、それでみんな安心をしたということが行われていた。ここでけんけんがくがく、もうちょっと情報を探供した方がいいんじゃないかというふうな議論をしていてその同じ日に、実はアメリカ側はもうちゃんと情報を提供していましたということをございます。

先週の議論を思い起こしますと、外務大臣は、ちゃんと情報交換をしているんだから大丈夫だよというふうなことを強調されておりましたけれども、やはり、周辺住民の安心を維持する、確保す

て、私の質問に入らせていただきたいと思いますが、大臣、この点について何か一言もしございます。

○河野国務大臣 このコロナウイルスの脅威は日本にとりましても米国にとりましても同様でござりますので、そこはしっかりと連携をしながらやつてまいりたいと思いますし、また、周辺住民の皆様の不安を取り除くべくしっかり努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 ありがとうございます。

質問は、まずは私、FMSについてお伺いしたいと思います。

ことしの一月に防衛装備庁と米国防安全保険協力庁との間でFMS調達の諸課題について詰合がなされておりまして、幾つかの点について合意をされている、確認をしているというふうに伺っております。

その中身については主に四点あつたというふうに理解しておりますけれども、未納入に関する問題、未精算に関する問題、出荷証書と計算書の不一致に関する問題、それから価格の透明性の確保に向けた取組について方向性が確認されたというふうに承知しておりますが、この中身のどれをとつても、一般的商取引ではちょっと理解ができないような異次元の世界での購入、売買の実態になつてゐるのかな、字面を読んでみる限りにおいては、とても大きな買物をするような、そんな仕組みにはなつていなかな。

特に、価格の透明性、よくアメリカ側の言い値で買わされているんじゃないのかとか、あと、メンテナンスでも、先ほど篠原委員も指摘されましたけれども、メンテナンスの人もアメリカの企業からこちらに来てもらってやつてているというふうなところでも大きな予算が入つてているというふうな問題がたくさん指摘されているわけでござります。

この価格の透明性、今回の協議の中で、米国防

<p>海空軍に対し、必要な価格情報を提供するよう指導監督するというふうなことを日本側に伝えたといふうに伺っておりますが、必要な価格情報とは一体どうもののかということをまずお伺いしたいと思います。</p> <p>○武田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>委員御指摘のとおり、本年一月に行われましたSCCM、すなわち、私どもFMSを担当する防衛装備庁と米国のFMSを担当する部署、この間での会議が行われ、御指摘のように、価格の透明性の確保が取組として、米国の国防安全保障協力庁が各軍省等に対して必要な価格情報を十分に提供するよう指導監督するという旨の合意が行わされたところでございます。</p> <p>御質問にお答えいたしますと、必要な価格情報というのは、近年、御案内のように、FMSの調達額が高い水準で推移をいたしております。個々のFMSの調達経費につきまして、例えば、前年と比べて増減があった場合に、その理由は何なのかといった、まさにその調達経費の内訳に係る情報ということでございまして、こうした情報を得た上で、私ども、予算編成過程においても財務当局にしっかりと御説明する必要もございます。</p> <p>○屋良委員 これは、仕組み的には、日本側も問い合わせかけてその情報を確認したり、あるいは正を求めたりといふうな措置も期待できるよう確認がなされたというふうに理解していくよろしいでしようか。</p> <p>○武田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>先ほども申し上げたように、本年の会議におきましては、FMSを担当する米国国防安全保障協力庁、ここが引き続き各軍省等に対してFMS調達物品について必要な価格情報を十分に提供するよう指導監督する、また、私ども防衛装備庁及</p>
<p>び米国国防安全保障協力庁は、引き続き、価格の透明性の確保について改善し、検討するための最善の努力を行なうということでございます。</p> <p>私ども、こうした合意に基づいて、FMS調達物品に関する価格の透明性の確保について、引き続き努力をしてまいりたいということでございます。</p> <p>○屋良委員 FMS調達の装備品購入費が今回も予算計上されているわけなので、その横で日米双方が透明性の確保をどうしようかというふうな協議をしているという、どうも私たち、それを審議する上でちょっと据わりが悪いのかなというふうな気がするんですね。</p> <p>ここはしっかりと、価格変動の理由とか価格設定の理由とか、そういったものをしっかりと確認できることであります。なにかといつた仕組みを確保していかないと、私たち、これをどうやって審議すればいいのかすらちょっと迷ってしまうような状況になってしまふと思うんですね。普通にそういうふうな感じを受けるんですけども。</p> <p>大臣、これは、しっかりと仕組み、これまで何年も続けてきたFMSですけれども、今ここに至つてですら、価格の透明性すら、未納入の問題すらなかなか、未精算も含めて解決に至つていませんというふうな状況なので、どうも、一体、日本側の防衛装備品の調達の実態つてどうなっているんだどうというふうなことで、よく国民に伝わらないというか、わからない状況があると思うんですね。</p> <p>その辺の改善策について、大臣、御所見がもしおりでしたら、ひとつお願ひします。</p> <p>○河野国務大臣 日本の防衛に必要な装備品の中で、FMSでなければ購入できないものがあるのも現実でございます。</p> <p>ただ、一方、委員御指摘のように、このFMSの調達価格、あるいは未納入、未精算の問題、その他さまざまなものがあるのも現実でございます。</p> <p>いまして、ようやく、FMSの調達の問題、我々は前々から指摘をしておりましたが、米側も本腰</p>
<p>を入れて、だからこそ、フーパー長官がわざわざ日本に来て、丸一日かけてこの問題の会合をやるというところまでは来ているわけでございます。引き続き、FMS調達の仕組みの改善といふのはやらなければいけませんが、我々としても、FMSでない調達で購入できるものは何もFMSです。</p> <p>私ども、いついた合意に基づいて、FMS調達の仕組みの改善といふのはやらなければいけませんが、我々としても、FMSでない調達で購入できるものは何もFMSでないといふふうに思つておりますし、FMSの仕組みを改善せざるを得なくなるようなプレッシャーをかけていくということも当然やつていかなければならぬというふうに思つております。</p> <p>○屋良委員 ゼヒとも、がんがん改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>ちょうど数日前に、航空機を新たに開発するという大臣のお話がアメリカのメディアにも取り上げられていました、そんなすごい影響力がある発言だったというふうにみんな認識されているので、ゼヒとも、それも含めて、どんどんプレッシャーをかけながら、今、私たちの税金を使う、しかも大きな税金を使う装備品の購入については改善をして、改革を断行していただきたいというふうに思います。</p> <p>それで、その一つの方策として、これは昨年暮れに報じられたのですけれども、FMS調達を行つてゐる十カ国と共同で改善策をアメリカ側に求めしていくというふうな報道がございました。これは、実際にそういうふうな検討がなされているのか、今現在、実現に向けた取組は行われてゐるのか、あわせて教えてください。よろしくお願いします。</p> <p>○河野国務大臣 今年度から、このFMS調達に関する業務体制を強化する、これはワシントンに人を増員をしたということでございますが、日本側の提案によつて、ワシントンに現在十一カ国、日本を議長といたしまして、アルゼンチン、韓国、ニュージーランド、オランダ、ノルウェー、スペイン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、ポーランド、全部で十一カ国になろうかと思いま</p>
<p>すが、この多国間協議の場を立ち上げまして、ここでFMSをしっかりとやろうよという議論が多国間でできるよう、そういう取組を始めたところでございます。</p> <p>こうした場で、ほかの国からもやはり同じようないところまで来ております。</p> <p>○屋良委員 具体的な仕組みをもう既に構築されているということを伺いまして、大変期待したいと思います。</p> <p>その仕組みの取り上げるべき事項、事柄とかスケジュール感とか、もしございましたら教えてください。</p> <p>○武田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>今ほど大臣が申し上げたとおり、このFMS購入国は、いずれもFMS調達に係る課題を抱えております。</p> <p>私どももそうございますけれども、やはり未納入問題というものがあり、この未納入というのはどうして起るのかということについて簡単に御説明いたしますと、FMS調達の物品がそもそも納期までに入つてこないということ。また、FMS調達で入つてきたときの出荷証書といふもののがございますけれども、それ別に政府側から送られてくる計算書、これが送られてこない。出荷証書はあるけれども計算書が送られてこない、これが実際にはどうなっています。</p> <p>これは、実際にそういうふうな検討がなされてゐるのか、今現在、実現に向けた取組は行われてゐるのか、あわせて教えてください。よろしくお願いします。</p> <p>○河野国務大臣 今度は、このFMS調達に関する業務体制を強化する、これはワシントンに人を増員をしたということでございますが、日本側の提案によつて、ワシントンに現在十一カ国、日本を議長といたしまして、アルゼンチン、韓国、ニュージーランド、オランダ、ノルウェー、スペイン、オーストラリア、ベルギー、カナダ、ポーランド、全部で十一カ国になろうかと思いま</p>

に対して、その取組を更に強化してほしいという話をしております。

こうしたことがFMS購入国で構成する多国間協議の場において行われるということをございまして、具体的な、じゃ、いつまでとか、その期限というものが必ずしもあるわけではございませんけれども、速やかに、このFMS調達に関する幾つかの課題につきまして、しっかりと米国側にその改善に向けて取り組んでもらうよう、その働きを強めるよう、このFMS購入国で構成する多国間協議を活用して取り組んでいただきたいということをございます。

○屋良委員 もう何年も、長いのに至っては十年ぐらいも納入がされていないような装備品もあるやに聞いておりまして、毎年毎年、安全保障環境が厳しさを増している中で、十年後にその装備品が本当にその状況に合つてくるのかというの非常に不安になつてくるので、ぜひともそこは強力に、バイでやるよりも本当にマルチでやつた方がもしかしたら話はうまくいくかもしれないでの、その辺、ちょっとしつかりやついていただきたい。成果が出てくるのを楽しみに待つてくださいというふうな気がしております。

もう一つ、契約管理費、これの減免について、昨年の十二月、本多委員が質問して、河野大臣が、カナダ、英国、フランスなどが米国と協定を交わしている減免措置、それについて検討したい、担当部局に既に検討を指示したというような答弁をなさつておりますけれども、その現状についてお知らせください。

○武田政府参考人 お答えいたします。
具体的に申し上げますと、FMS調達における契約管理費の減免制度というものは、米側と互恵的な協定を締結して、米国の装備品の品質管理等の役務を日本側がかわつて行うということで、日本側がかかるとあります。

本が行うFMS調達において契約管理費の減免を受ける制度でございます。

この契約管理費というのはFMS調達経費のおよそ一%でございますけれども、非常に高額な調達物品もございますので、一%といつても相応の額になるということでございまして、こうした減算の低減にもつながるということでございます。

この減免制度につきましては、協定の内容によつては日本側において新たな役務を行うための経費が発生することも考えなければなりません。

そうした場合には、必ずしも日本側の利益になることは限らないということでございまして、これまで防衛省において、この会計検査院からの指摘のあった以前は本格的な検討には至つておりませんでございました。

この協定の締結には幾つかの論点があるわけでござりますけれども、FMS調達額が低減される可能性があるならば検討する価値はあるという考え方方に立ち、河野防衛大臣からも本格的に検討すました。

さまたま論点について検討を行つた上で、協定締結の是非を含め、適切な判断を行つてしまつたと考へてございます。

○屋良委員 去年の十二月の検討指示からもう四ヶ月ですか、四月ですか、ほとんど物が動いていないというか、中身が進展していないのかというふうなことを今改めて知りました。これはこれ以上深掘りしても時間がもつたないので、次に行きますけれども。

○武田政府参考人 お答えいたします。

調達達成することが決まっているんですけれども、今回購入を決めているのはブロック30で、最新型のブロック40とは違う、それよりも古いタイプであるんですけども、何でわざわざ古いモデルを入るんですかね。

れるのかということが一つわからないのと、それから、日本は海洋国家じゃないですか、周りを海に囲まれている。どこを監視するのか。海洋型のトライアンというのもあるんですねけれども、それとの比較をした上で今回の決定だつたのかといふことを、二つあわせて聞かせてください。

○鈴木政府参考人 今回の無人機の選定に当たりましてでございますけれども、お尋ねでございまます。

御指摘のように、ブロック30とブロック40、これは求められている性能や任務が異なるというふうに認識してございます。

自衛隊の導入するブロック30には、光学センサーですとか赤外線センサー、合成開口レーダー、いわゆるSARでございますけれども、これが搭載されています。これは主に地上の静止目標についての画像情報の収集に適したものだと

いうものでござります。

一方、ブロック40につきましては、地上目標の監視のための地上移動目標識別能力、GMTIと申しますけれども、これを搭載しておりますが、光学センサーですとか赤外線センサーを搭載しておらず、地上の静止画像を把握することができないため、我が国運用ニーズには合致しております。

また、もう一つ御指摘がありましたトライアンにつきましても、これも基本的に海上監視のためでございますので、我が方の運用ニーズに合致しておりますので、これが方の運用ニーズに合致しておらないということから、ブロック30の性能がより我が国ニーズに合致していたということから、ブロック30の導入に至つたという経緯がござります。

○屋良委員 地上静止画像、それを撮るのにすぐれてる。ブロック30の赤外線センサーといいます。

グローバルホールームなんですが、これもFMSでございまして、私ども、現在、本格的な検討を進めおるところでございます。

具体的に申し上げますと、FMS調達における契約管理費の減免制度というものは、米側と互恵的な協定を締結して、米国の装備品の品質管理等の役務を日本側がかわつて行うということで、日本側がかかるとあります。

○鈴木政府参考人 グローバルホールームにつきましては、約三十六時間という長い時間を飛行できる高い滞空能力を有してございます。取得する三機のグローバルホールームによりまして、今自衛隊が持っております、現有の装備品では十分に実施することができますが、我が國領海、領空から比較的離れた地域での情報収集や、事態が切迫した際の空中での常時継続的な警戒監視等が実施できるようになるために、この導入を決定したというところでございます。

○屋良委員 日本から比較的離れたところで、しかも地上の監視というと、領海というよりも、対岸の沿岸部を監視しておくのかというふうなことであります。

その導入の目的について、例えばオーストラリアの比較でいうと、向こうは海上監視型のトライトンですよ。トライアンを買って、P3Cとかと

いうのを退役させて、ポセイドンと一緒に海洋監視を強化していく。広域海洋監視、哨戒機の補完という、哨戒機を補完するような形でトライトンを入れる。しかも、日本よりこれは多分安いですね、六機で五千五百億円なので。そういうふうなスケジュールも明確に示しながら、トライアンを入れますよというふうに言つてます。

ところが、日本では、海洋監視はP3Cが、ほかの国と、数段、高密度な監視体制がしかれてる。そのP3Cもこれからまだ使うんでしょ

ね、退役するという予定というのがあれば教えてほしいんですけども、そこに、三十六時間も飛行できる、どこまで飛んでいくのかよくわかりませんけれども、三十六時間飛行できる監視無人機を導入すると、どうも屋上屋をつくつてしまふよ

うな、そんな気がするんですね。

だから、計画性が何かよくわからない、その中で高い買物をする、しかも一つ古いタイプである

ということだと、なかなかすとんと落ちないんですね。その辺の疑問について、計画性、目的性、これから二十年このブロック30を持ち続けないといけないんですけれども、何か問題意識がも

<p>しありで、あればお聞かせいただきたいんですけれども。</p> <p>○鈴木政府参考人 先ほど申し上げたことにも関連いたしますけれども、当然、有人機ではなく無人機であるという特性、それから長い滞空能力、こうした意味から申し上げますと、先ほど申し上げた、いわゆる事態が緊迫した際の空中での常時継続的な警戒監視、こうしたことが可能になつくるというものについては、現有の装備品では十分に実施することが困難な分野であるということを認識してございます。</p>	
<p>○屋良委員 しつかりしたお答えがちょっといただけなかつたんですけれども、しつかり装備品を、アメリカとの交渉、FMS調達の契約の方について、あるいはその実施、実行のあり方に、これからしつかり詰めていくという方向性についてはわかりました。</p> <p>ただ、国内、日本側として、装備品を、どの装備品で、どの性能があるから調達するんだよ、それはどういうふうな目的があるから調達するんだよ、そこのところをしつかり私たちに示してもらわなければ、これは議論できません。大きな予算で、どの性能があるから調達するんだよ、それがどういうふうな目的があるから調達するんだよ、そこのところをしつかりお聞かせください。</p> <p>○河野国務大臣 それだけ高額な装備品を調達する以上、やはりしっかりと根拠をお示しする必要があるだろうと思つております。</p> <p>○西銘委員長 屋良朝博君、時間です。</p> <p>○屋良委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。</p> <p>○西銘委員長 次に、赤嶺政賢君。</p> <p>○赤嶺委員 日本共産党的赤嶺政賢です。</p> <p>法案について質問をいたします。</p> <p>今回の法案にかかわって、宇宙ごみの増加を理由に、宇宙状況を監視するための専門部隊を新たに創設するとしております。</p>	
<p>○梶道政府参考人 各国のミサイル、ロケットによる衛星破壊実験の累計回数についてのお尋ねでございますけれども、それを網羅的にお答えするには、防衛省の立場としてなかなか難しいわざでございますが、その上で申し上げますと、衛星の物理的な破壊を伴う実験であると指摘される最近の事例といたしまして、二〇〇七年一月、中国は、高度約八百六十五キロメートルで、自國の老朽化した気象衛星、風雲一号をミサイルで破壊しました。また、二〇一九年三月、インドは、高度三百キロメートルの低軌道を周回していた自國の人工衛星をミサイルで破壊したといったものがあると承知をしているところでございます。</p> <p>○赤嶺委員 衛星破壊兵器の開発競争は、米ソ対決の時代から行われてきているものであります。ソ連は、一九六八年から一九八二年にかけて実験を繰り返していましたと言わっています。アメリカも、一九八五年に、戦闘機から発射したミサイルで自國の衛星を破壊する実験を行いました。二〇〇八年にも、退役衛星を撃ち落とす実験をしていました。</p>	
<p>○梶道政府参考人 先ほどお答えいたしましたところでは、なななな困難な立場でござります。物理的な破壊を伴う実験ということで指摘されているものはなななな困難な立場でござります。</p> <p>○赤嶺委員 私、大臣に伺いましたのは、衛星破壊兵器の開発や実験は認めない、全面的な禁止を求める立場に立つべきではないか、こういうことを問うたわけですが、いかがですか。</p> <p>○河野国務大臣 我が国としては、安全保障及び宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保すべく、同盟国や友好国と戦略的に連携しつつ実効的なルールづくりを主導していくとともに、各国に宇宙空間における責任ある行動を求めていくことが重要であると考えております。</p>	
<p>○赤嶺委員 私、大臣に伺いましたのは、衛星破壊兵器の開発や実験は認めない、全面的な禁止を求める立場に立つべきではないか、こうすることを、まず強くしておきたいと思います。</p> <p>○河野国務大臣 我が国においては、感染拡大防止のため、国土交通省においては、感染拡大防止のため、同省発注の公共事業について、受注者に工事業務</p>	

の一時停止や工期の延長の意向を確認し、申出がある場合には、一時中止や設計図書の変更などの措置をとっています。

防衛省発注の工事、業務についてはどのような対応をとっていますか。

○河野国務大臣 防衛省発注の直轄工事や業務につきましては、国土交通省の措置と同様に、受注者の意向を踏まえ、事情を個別に確認した上で、必要と認められるときは、受注者の責めに帰すことができるものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行うこととしております。

引き続き、防衛省いたしましては、工事関係者の感染拡大防止と健康管理に留意して工事を進めてまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 そうしますと、これまでに一時中止やあるいは工期の延長などの措置をとった事例はどの程度ありますか。主な事例としてどのようなものがありますか。

○鈴木政府参考人 工事及び業務の中止措置につきましては、最大で工事八件、業務に関しては二十件の中止措置をとっていますが、現在でも続いているのが、工事で六件、業務につきましては十二件について中止措置を継続しているところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる現下の状況に鑑みまして一時中止措置をとった事例といたしましては、自衛隊関係の工事業務におきましては、受注者による在宅勤務の実施や機器等の納期遅延などにより業務及び工事の期限までの実施が困難になつた事例ですとか、また、米軍関係の工事業務におきましては、同ウイルスの感染拡大防止を徹底し、公衆衛生上必要な措置の実施を確保する観点から、当初予定していた業務及び工事の実施を一時中止している、こうした事例がございます。

○赤嶺委員 辺野古の工事についても、受注者が一時中止やあるいは工期延長などの要望があれば応じる、そういうことですね。

○鈴木政府参考人 先ほど大臣からお話をございましたように、防衛省としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、直轄工事や業務において、受注者の意向を踏まえまして、一時中止や工期の延長等の措置を講じることとしているところでございます。

これは辺野古の工事も同様でございますけれども、この辺野古移設に向けた工事につきまして、一時中止の意向を判断するための一助として同工事の受注者の意向を確認いたしましたけれども、一時中止の意向は示されおりません。

引き続き、防衛省いたしましては、工事関係者の感染拡大防止と健康管理に留意して工事を進めてまいりたいと考えございます。

○赤嶺委員 キャンプ・シュワブのゲート前では、基地建設に反対する住民の抗議活動が行われ、警備員がゲートを守つて立つております。こゝの警備員について、私、沖縄防衛局にも申し入れたんですが、まず、スクランムを組むような状態で普天間の一時も早い返還の代替地としての辺野古はもう破綻しているんですよ。これはもう、破綻しているのはみんなわかっているんですよ。政府だけが普天間の一時も早い、そういうことを言つているだけで、笑い物ですよ、こうなつたら。ただ、その議論はきょうはやりません。

私が心配しているのは、新型コロナウイルスのクラスターになりはしないか。ああいう濃密接触をした体勢でいて、マスクもやつていなんですよ。これは普天間の一時も早い返還とは関係ないと思います。一旦工事をとめて、新コロナウイルスの拡大防止のために政府はこういう措置をとっていると、やるべきではありませんか。大臣、もう一度お願いします。

○河野国務大臣 先ほど答弁したとおりです。

○赤嶺委員 先ほどのは答弁になつていません。

○西銘委員長 時間です。

○赤嶺委員 これによつていろんなことがはつきりしてまいります。

○西銘委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

これだけの人たちを、本当に日本が、世界が、いろいろの体勢で立つてゐる。これは濃厚接触の面からいっても非常に懸念が持たれます。住民にいるじゃないですか。人と人との距離を離れないといふことをやめろとかやめるなどとかという前には、私はやめろという立場ではありますが、それ以前に、マスクもしないで体を寄せ合つて抗議活動に對処している、これはコロナ対策として本当にどうなかなという、見ていて心配ですよ。

てはいるところでございますので、国土交通省の措置に沿つて、しっかりと進めていきたいと思います。

○赤嶺委員 いや、一日も早い普天間基地の返還にもうならないですよね、十二年かかりますから。しかも、その十二年というのも、皆さんに設けられました。

計変更申請を出して、玉城デニー知事がそれを審査して、玉城デニー知事は辺野古に反対の立場を貫いていますから、その取扱いというのは防衛省にとっては大変困難だと思います。仮に、防衛省の思惑どおり辺野古の設計変更申請がとれたとしても、それは何年先かわかりませんよ。それから十二年ですからね。

普天間の一時も早い返還の代替地としての辺野古はもう破綻しているんですよ。これはもう、破綻しているのはみんなわかっているんですよ。政府だけが普天間の一時も早い、そういうことを言つているだけで、笑い物ですよ、こうなつたら。ただ、その議論はきょうはやりません。

私が心配しているのは、新型コロナウイルスのクラスターになりはしないか。ああいう濃密接触をした体勢でいて、マスクもやつていなんですよ。これは普天間の一時も早い返還とは関係ないと思います。一旦工事をとめて、新コロナウイルスの拡大防止のために政府はこういう措置をとっていると、やるべきではありませんか。大臣、もう一度お願ひします。

○赤嶺委員 先ほど答弁したとおりです。

○西銘委員長 時間です。

○赤嶺委員 これによつていろんなことがはつきりしてまいります。

○西銘委員 速やかに提出するよう強く求めて、質問を終わります。

○赤嶺委員 これによつていろんなことがはつきりしてまいります。

○西銘委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

この度が許されるものではないと思ひます。辺野古の問題にかかわつて一点確認しておきましたが、二月の末に、B-27地点で実施したコーン貫入試験に基づく非排水剪断強さをどのように求めたものか、具体的なコーン係数も含めて明らかにするよう求めました。受注業者に確認するとい

うのが防衛省の説明であります。既に一ヵ月以上がたつていますが、回答がありません。受注業者に確認した結果はどうだったんですか。

○河野国務大臣 今回、コーン貫入試験を実施した地点のデータの取得については、土の強度の測定ではなく、地層構成の把握を行うことを目的としております。

○赤嶺委員 いや、一日も早い普天間基地の返還にもうならないですね、十二年かかりますから。しかも、その十二年というのも、皆さんに設けられました。

その上で、報告書本編に記載されている日本企業がコーン貫入試験の結果から推定した非剪断強さについては、受注者を通じて確認したところ、当該企業が地層構成の判別の際の参考として使用したもの、また、三軸圧縮試験等の信頼できる方法により別途実測した非排水剪断強さとの比較を行うことなく、一定の係数を仮に推定した換算値であり、その絶対値に意味はないと言つてお答えすることは困難です。

具体的なコーン係数を求められておりますが、現在、受注者を通じて確認中であり、現時点においてお答えすることは困難です。

○西銘委員長 赤嶺政賢君、時間です。

○赤嶺委員 終わりますけれども、防衛省の主張ばかり聞かされても、こつちはたまらないんですね。

○西銘委員長 業者が使つた、コーン貫入試験における設定した係数……

○西銘委員長 赤嶺政賢君、時間です。

○赤嶺委員 終わりますけれども、防衛省の主張ばかり聞かされても、こつちはたまらないんですね。

○西銘委員長 業者が使つた、コーン貫入試験における設定した係数……

○西銘委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

この度が許されるものではないと思ひます。この度が許されるものではないと思ひます。辺野古の問題にかかわつて一点確認しておきましたが、二月の末に、B-27地点で実施したコーン貫入試験に基づく非排水剪断強さをどのように求めたものか、具体的なコーン係数も含めて明らかにするよう求めました。受注業者に確認するとい

置情報で把握されているということでありました
が、これ、すごいなと思ったのは、移動を把握し
ているだけじゃなくて、自宅にどれだけいたのか
ということも全部把握しているということであり
ます。ゲーブルマップには自宅という登録をする
機能がありますけれども、これを登録しなくて
も、恐らく毎日深夜、長時間いるところを自宅と
いうふうに推定して推計しているのかなというふ
うな気がいたしました。

そういう意味で、自衛隊員がスマホを利用して
いるということも多くあるんだと思いますが、自
衛隊員の宿舎が自宅として把握されていくと、毎
日の行動形態がデータで集積をされているとい
うこともあり得るのかなと。特に、アブリは同盟國
のものばかりではありません。いろいろなアブリ
に位置情報というのを設定する機能があります
ので、自衛隊員の行動形態がデータとして集積され
ているという、そういう危険も十分考えていかな
ければならないのかなというふうに思つております。
きょうはこれを中心に質問するつもりではあり
ませんので、質問に移りたいと思います。

安保法制に関して、例えば武力攻撃事態、ある
いは自衛隊法において国会の承認というものがあ
ります。現在、国会が現実に集まることができる
んだろうかというような問題、きょうも一時から
本会議がありますけれども、きょうは短いのかも
しませんが、前回は二時間半、長いときは三
時間、四時間というような状況の中で、まさに世
間的にはこれは三密状態になつてゐるわけです。
生命的の危険をさらしているというような状況も
國民から指摘されている中で、本会議がこれから
同じように開催を続けることができるんだろうか
という観点の中で、安保法制の国会の承認の国会
が開かれるかどうかというのは防衛大臣も大変危
惧しているところだと思いますので、大臣の所感
をお聞きしたいと思います。

○河野国務大臣 本会議を開くかどうかというの
は国会がお決めになることでござりますから、防

衛大臣としてそれに何か申し上げるということは
差し控えたいと思います。

○串田委員 レク段階でもそういうふうにお答え
になられるだろうし、それしか答えようがないと
思うので、まさに国会がこれから本会議をどうす
るかというのを考えていかなければ、安保法制の

国会の承認というのを法律で求めながら、それを
実現することができなくなる可能性があること
を、やはり国会もみずから重要視していかなければ
ばならないのかなと思います。

そこで、きょうは衆議院もお呼びしております
が、憲法第五十六條には、「両議院は、各々その
総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を
開き議決することができない。」というようになつ
ています。

そこで、総国会議員の前半と後半というふうに
分けまして、会派で調整をして、例えば四時間で
あれば、二時間前半あるいは一時間ずつ分ける
ような形で、今、会派は縦に並んでおりますの
で、一人づつにすると、前後左右に人がいなくな
るような本会議が運営できるわけです。残りの人
は議員会館でモニターを見て、時間になると、あ
る程度交代制によって交代をしていくというよう
な形で本会議を開催するということは、憲法五十
六条には反しないでしようか。

○今岡参考 お答えいたします。
記名投票における議場閉鎖の場合を除き、本会
議開会中、議員の入退場について制限はございま
せん。そのため、定足数を維持した上で入れかえ
制等を導入することにつきましては、各会派で自
主的に運用していくだとか、議院運営委員会にお
いて御協議いただくことにならうかと思います。
以上です。

○串田委員 事前に、議運でこういう質問があつ
たかということを聞いたんですが、まだなかつた
ということですので、これは問題提起をしておき
たいと思うのですが、入れかえ制にすると、前後
左右に議員が本会議場はいらないで済むわけです
ね。三分の一ですから、二分の一ずつの入れかえ

制であれば十分定足数を充足することができる。
記名投票以外はそういうような形にして、残りは
しつかりと議員会館のモニターで確認をし、時間

が来れば交代をしていくというようなことも今後
やはり取り入れていくということが私は必要なの
ではないかなというふうに一つ思つています。
次に、本会議場の場所の問題なんですが、この
場所に関して、例えば国会法の第五条では、「議
員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集
会しなければならない。」集会しなければならない
といふことです。どうやら場所というものが、
ある程度想定されるわけです。

ただ、憲法第五十六條では「両議院は」と書いて
あるだけで、どこの場所というふうに書いていな
いんですが、例えば、本会議場が何らかの形で汚
染されて、消毒が非常に難しい、あるいは災害の
地震によってそこに立ち入ることが大変困難にな
るというような場合でも法律改正とかはしていか
なければならぬというような場合には、例えば、
ここは分館であります、本館と分館の中で、この

分館というのは、憲法第五十六條の場所として、本
会議にかかる場所としてこれを利用することに、
五十六條の違反にはならないでしょうか。

○今岡参考 お答えいたします。
憲法第五六十條により、本会議の定足数は総議
員の三分の一以上の出席とされ、また、議事は憲
法に特別の定めがある場合を除いて出席議員の過
半数で決する必要があります。議院の会議が行
われる場所につきましては、憲法上特に規定はご
ざいません。ただ、議長が現認できる場所で行わ
れることが想定されております。

なお、国会法、衆議院規則におきまして議場で
行われることを前提とした規定がございますが、
ここでいう議場とは、議長席、議席、演壇等から
なる本会議場を指しているものと考えております。
なお、分館で本会議ができるかにつきまして
は、先生方の収容人數等々の関係で、もちろん御
検討する必要があろうかと思います。

○串田委員 分館は今、八つほど委員会室がある
わけです。

今、株主総会がこれから六月の下旬に集中して
行われるということで、恐らく、上場会社は今頭
を痛めているんだろうなと思います。
会社法の二百九十六條には必ずしも決算から三
ヵ月以内という規定はないんですが、大概の会社
が定款で規定がなされています。ただ、この定款
も、災害のときには延期をすることができるとい
うふうに解釈をされているので、株主総会の場合
には、株主総会を延期するか、あるいは開催する
ときには複数箇所で開催することができるとい
うふうに規定されています。

こういうような実務における柔軟な対応とい
うのが、今回、日ごろからそういうふうにやつた方
がいいということではなくて、全く、憲政史上も
恐らく例を見ないような今危機的状況のときに
は、オール・オア・ナッシングではなくて、でき
ただけ民主主義的な意味で開催するということが
必要である。

ただし、生命身体に危険のあるような三密の状
況において行うということは、これはやはり世間
に対して、それはよくないと言つてはいる国会が示
しがつかないという部分もありますので、知恵を
出し合つてこの苦難を乗り越えていくということ
が私は必要なのかなと思つていて、そういう意
味で、この分館で開催することも憲法第五六十條で
は反していいわけですね。

ですから、株主総会の場合にはハイブリッド・
バーチャル型というのがありまして、リアルな会
場とバーチャルな会場と分けているんですねが、ど
ちらもリアルな部分として、例えば本会議場では
席を置いて何人かの議員がいて、残りの議員はこ
の分館に待機し、そして、今答えたよう
に、議長が十分把握できるような状況であるとい
うことであれば、モニター形式で議長が十分、各
委員会室、これは議員会館のモニター室でも全て
のところを把握できるので、そういうような形に
して、議長が各委員会室を把握できるような形に

すれば、密室状態を避けながらも、民主主義的な国会の運営というものが実現できるというようなこともあります。しかし、まだそういう状況になつていよいよなういうことも考えておかなければ私はならないと思うので、これが憲法上どういう問題であるのかということを今日は確認させていただいたわけであります。

かもしませんが、今後の運営次第においてはそういうことを考えておかなければ私はならないと思うので、これが憲法上どういう問題であるのか

ういうようなことも踏まえて、ちょっと時期を考えながら運営をしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○西銘委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○西銘委員長 これまで、本案は原案の討論の申出がありますので、これを許します。

○赤嶺政賢君 討論の申出がありますので、これを許します。

○赤嶺政賢君 これより討論に入ります。

一つ、採決についてお聞きしたいんですが、記名投票の場合以外に、例えば起立採決の場合、交互に交代しながら起立採決というのは可能でしょうか。

○今岡参考 お答えいたします。

採決につきましては、特定の時点での議員の意思を決定するということでありまして、起立採決においては、議長が問題を宣告し表決を求めた時点での先生方の表决ということになります。

したがいまして、今先生がお尋ねの入れかえ制等については、現在の採決方法では想定していないところであります。恐らく困難であろうかと思われます。

以上です。

○串田委員 衆議院規則ではそういうふうな形ですが、憲法上は必ずしもこれは反していいといふことの中で、緊急事態が起きたときにはそういうふうなことも考えていく必要があるかなと思います。

最後には、世間では、三密状態の中で大声を出だすなどということを言われていましたけれども、衆議院では呼出し太郎さんが非常に大きな声でやっています。私は、こういう歴史とか慣行、大好きで、呼出し太郎さんのああいう「議長」というのはすごく大好きなんですが、マイクの音を最大限に生かしながら、そういう、何というか、伝統を重んじながらも、大きな声をなるべく避けるというような運営をぜひともお願いしたいのと、私の周りには、全会一致なのに「異議なし」というのを呼出し太郎以上に大きな声を出す人もいるんですよ。そ

○西銘委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、防衛省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○西銘委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○西銘委員長 「賛成者起立」をおり可決すべきものと決しました。

○西銘委員長 起立多数。よつて、本案は原案の討論の申出がありますので、これを許します。

○赤嶺政賢君 これより討論に入ります。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○西銘委員長 「異議なし」と呼ぶ者ありとおり可決すべきものと決しました。

○西銘委員長 起立多数。よつて、本案は原案の討論の申出がありますので、これを許します。

○赤嶺政賢君 これより討論に入ります。

○西銘委員長 討論の申出がありますので、これを許します。

○赤嶺政賢君 これより討論に入ります。

○西銘委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

○西銘委員長 御異議なしと認めます。よつて、午後零時八分散会

〔報告書は附録に掲載〕

今回、宇宙状況監視システムの運用を担う宇宙作戦隊を創設し、米軍とリアルタイムで情報を共有する体制を構築するとしています。これは米軍の地理規模の宇宙状況監視体制の一翼を担うものにはかなりません。

○西銘委員長 サイバー防衛隊の増員と陸上自衛隊サイバー防

護隊の新編は、兵器のネットワーク化が進むもので、米軍との一体化を進める自衛隊のサイバー能

力を強化するものです。

○西銘委員長 これらの体制強化は、大国間の軍拡競争が激化するもとで、圧倒的な軍事的優位を維持強化しようとする米国との一体化工事を進める自衛隊のサイバー能

力を強化するものです。

○西銘委員長 これらは、自衛隊のサイバー能

力を強化するものです。

○西銘委員長 これらは、自衛隊のサイバー能